

(7束・5束代金 \times 3分余書上)		切紙・1通	466-99
(書状、下り金2両余相渡しのこと、諸品相場書) 六 []、市[] 山田庄左衛門様	11月28日	横切紙・1通	466-101
(材木本数書上) (裏面)(書状、敗毒散調合いたし病体に合 わせて使用のこと)		帳崩れ・1通	466-102
(書状、穀物類相場の通知) 小布施町武[] 江部村庄左 衛門様 左下欠損	丑3月13日	横切紙・1通	466-103
仕切覚(9斗2升ほか代金2両2分余勘定) 六川市[] 江 部村庄左衛門殿	10月23日	横切紙・1通	466-105
(\times 29貫800目分代金2両1分余書上)		切紙・1通	466-106
覚(茶 \times 30貫400目余代金2両1分余書上) 六川武右衛門 江部村文六殿	10月15日	切紙・1通	466-107
種子預り置候覚(60俵押切村八郎左衛門、37俵同村与五 兵衛へ預り置) 江部村庄左衛門殿	享保6年丑ノ閏7月2日	横切紙・1通	466-108
覚(品物48貫分とむしろ代4つ of 代金7両2分余受取) 善光寺大門町御廓(力)屋与兵衛 江部村理左衛門殿	丑ノ8月26日	横切紙・1通	466-109
覚(小形金70両等より種代懸物65両余を引き、残額を返 金) おし切村与五兵衛 江部庄左衛門殿	丑ノ8月20日	横切紙・1通	466-110
種之覚(11名分石数・代金額書上、押切普請遣し人数の 書き込みあり)		帳崩れ・1通	466-111
覚(大豆3駄受取) 須坂町喜兵衛(印) 庄左衛門殿	丑8月13日	切紙・1通	466-112
覚(米10俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	丑ノ閏7月14日	切紙・1通	466-113
覚(米11俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	丑ノ閏7月14日	切紙・1通	466-114
覚(米18俵受取) 喜兵衛(印) 庄左衛門殿	丑ノ閏7月8日	切紙・1通	466-115
(細美・萱布代金2分余受取書) 新右衛門 正(庄)左衛門 様	7月9日	切紙・1通	466-116
覚(10名分石数 \times 38石余、代金51両余書上)		帳崩れ・1通	466-117
(金子勘定書、金2両2分余受取、金1分目録違につき支払 願) 庄左衛門 武右衛門		切紙・1通	466-118
菘渡覚(7名分 \times 4石5斗3升書上) 小[] 庄左衛門様 左下欠損	丑ノ7月8日	帳崩れ・1通	466-119
仕切覚(色々金物代・口銭、預かり金差引勘定書) 浅野 屋徳兵衛(印) 山田文六殿	丑6月26日	横切紙・1通	466-120
覚(品代3両3分余より仕切貸・売手を差し引き2両2分余 相渡) 六川武右衛門 江部村庄左衛門殿	丑6月28日	横切紙・1通	466-121
覚(品代勘定、大豆12俵預かり) 六川武右衛門 江部村 文六殿	丑ノ6月23日	横切紙・1通	466-122
覚(北川分ほか貫目書上)		帳崩れ・1通	466-123
(貫目書上) 前欠	丑ノ6月15日	帳崩れ・1通	466-124
覚(宿払1貫余受取願、夫塩送付願) や 利兵衛様	正月26日	切紙・1通	466-136
仕切覚(新2斗4升代江戸夫丸金引き402文書上、夫食米 下田売無きにつき送付頼み) 伝兵衛 利兵衛様	正月晦日	横切紙・1通	466-138
覚(宿払900文ほか書上) 伝兵衛 里兵衛様	正月晦日	切紙・1通	466-139

覚(味噌・諸白・新酒・米等代金差引勘定書) 夫久八 東 江部村利兵衛様	戌之2月15日	横切紙・1通	466-140
覚(草鞋・醤油・味噌・諸白等代金勘定書)		帳崩れ・1通	466-141
伐木請取[]記帳 破損大、紙背は書状下書 (材木書上) 466-142の内か	享保9年辰11月	帳崩れ・1枚	466-142
		帳崩れ・1枚	466-143
*大福[帳](諸白・酒・大豆など) 破損甚大、開披不可、後 るに「宝曆二年申八月木綿改帳」を綴じ込み		横長美・1冊	466-150
(日別費目書上) 前欠		切紙・1枚	466-154
覚(たね60俵ほか勘定書) 小布施町武右衛門(印) 江部 村庄左衛門殿 破損、開披不可	とら12月21日	横長美・1綴	466-155
米請取覚(9名分石数・代金書上)		帳崩れ・1通	466-156
(書状、与五郎の種5俵借用願の取り次ぎ) 押切村赤井 八郎左衛門 江部山田庄左衛門様	12月17日	横切紙・1通	466-157
(種子代勘定書)		切継紙・1通	466-158
覚(大豆45俵5升受取) 与兵衛 庄左衛門殿		切紙・1通	466-159
覚(塩4俵代金ほか10両1分相渡し) 武右衛門 庄左衛門 殿 奥に先日の書付取り扱ひに関する書状あり	12月10日	横切継紙・1通	466-161
預り種之覚(60俵・八郎左衛門預り分ほか計97俵) 八 郎左衛門 江部村庄左衛門殿 (裏面)書状・種小布施渡し のこと、12月10日、押切村八郎左衛門 江部村山田庄左衛 門様	寅ノ12月10日	帳崩れ・1通	466-162
(仕切・代金受取書等綴り) 破損甚大、開披不可		1綴	466-163
請取覚(大豆4駄ほか) 九兵衛 一部欠損	6月20日	横切紙・1通	466-164
請取覚(大豆6駄受取) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛 門殿	午6月19日	切紙・1通	466-165
覚(小豆1石余代金3分余にて売渡) 九兵衛 江部平六殿	6月14日	切紙・1通	466-166
覚(小豆6石余代金3両2分余の一部渡し) 利左衛門 庄 左衛門様	6月8日	切継紙・1通	466-167
仕切覚(大豆2石9斗代金1両余差引勘定済) す坂新町五 郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿、平六殿	午6月6日	切紙・1通	466-168
覚(小豆16俵受取) 小布施町利左衛門(印) 江部庄左衛 門殿	午ノ5月15日	切紙・1通	466-169
覚(粃14俵受取) 利左衛門(印) 庄左衛門様	5月15日	切継紙・1通	466-170
仕切覚(塩代金、前度不足貸金等勘定書) 浅野屋徳兵衛 (印) 山田庄左衛門殿、御夫伝七殿	午3月28日	横切継紙・1通	466-171
覚(小豆8俵代金1両2分相済) す坂中町喜兵衛(印) 江 部庄左衛門殿	午ノ2月26日	切紙・1通	466-172
覚(大豆6俵代金1両余相済) す坂喜兵衛(印) 江部庄左 衛門殿	午ノ4月26日	横切紙・1通	466-173
覚(小豆4駄代金1両2分余にて売渡) す坂町九[] 江 部村庄左衛門殿	午2月	横切継紙・1通	466-174
覚(大豆3駄2石余代金1両1分余にて売渡) 九兵衛 庄 左衛門殿	午2月11日	切紙・1通	466-175

覚(大豆8俵余代金1両余にて売渡) 須坂町九兵衛 江部 村庄左衛門殿	12月4日	切紙・1通	466-177
覚(大豆3駄代金3分余にて売渡) 九兵衛(印) 江部村庄 左衛門殿	巳12月1日	切紙・1通	466-178
大豆請取覚(3駄) す坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	巳11月29日	切紙・1通	466-179
覚(大豆3駄受取) 五郎兵衛(印) 庄左衛門殿	巳11月29日	切紙・1通	466-180
小豆請取覚(4駄) す坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	巳11月23日	切紙・1通	466-181
覚(小豆8俵受取) す坂中町喜兵衛(印) 江部庄左衛門殿	巳ノ11月23日	切紙・1通	466-182
覚(西国初12俵代金1両2分余勘定済) す坂新町五郎兵 衛(印) 江部村庄左衛門殿	巳10月28日	横切紙・1通	466-183
仕切覚(西国初12俵代金1両2分、内1両渡し) す坂新町 五郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	巳9月21日	横切紙・1通	466-184
覚(初14俵代金1両2分余相渡) す坂中町喜兵衛(印) 江 部庄左衛門殿	巳ノ9月21日	横切紙・1通	466-185
覚(初18俵代金2両1分にて売渡) 九兵衛 江部村庄左衛 門殿	9月21日	切紙・1通	466-186
覚(初12俵代金1両2分余書上) 須坂町九兵衛(印) 江部 村庄左衛門殿	8月16日	切紙・1通	466-187
初請取覚(6駄受取、70俵売付、11日市売分勘定のこと) 九兵衛(印) 平六様	8月6日	横切紙・1通	466-188
初請取覚(3駄) 九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	8月16日	切紙・1通	466-189
覚(初6俵受取) す坂中町喜兵衛(印) 江部庄左衛門殿	巳8月16日	切紙・1通	466-190
覚(大豆・塩代金勘定書) 小布七武右衛門 江部村庄左衛 門殿	8月13日	横切紙・1通	466-191
覚(初16俵代金2両余書上) 須坂町九兵衛 平六殿	8月4日	切紙・1通	466-192
覚(大豆12俵代金1両余勘定書) す坂新町五郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	巳8月4日	切紙・1通	466-193
大豆仕切(ノ12俵書上)		横切紙・1通	466-194
(穀類勘定関係書類等綴)		1綴	466-215
子年挽[米] 破損	享保10乙[]8月[]	横長美・1冊	466-216
覚(種子6石余代金10両2分余書上)		帳崩れ・1枚	466-217
(穀物売渡帳) 綴紐切断、落丁もあるか		横長美・1冊	466-218
(諸勘定関係書類綴、渋湯・湯田中家普請関係帳面とも) 享保期のものを含む		1綴	466-226
(穀類売渡帳)		帳崩れ・4枚	466-231
(初26俵代金残3両余請求書) 小兵衛、夫七右衛門 利兵 衛様	15日	横切紙・1通	466-271
(初代・大豆代等の人別書上)		折紙(帳崩れ力)・1 通	466-298
覚(塩3駄駄賃2人分235文ツ、支払願) のしり池田藤七 (印) 江部庄左衛門殿	(天明元)丑7月9日	切紙・1通	466-321

(新古初ほか人別書上) 挟込史料、張付史料あり		帳崩れ・1枚	466-349
(新古初ほか人別書上) 挟込史料3点あり		帳崩れ・1枚	466-350
(大豆ほか人別書上) 大豆6俵代金書付を挟込		帳崩れ・1枚	466-351
覚(大豆代金1分受取、大豆はこの書付と引換) 庄左衛門 津右衛門殿 白紙1枚とも	卯12月21日	切紙・1通	466-352
(伊助・横手村津右衛門分の作初・大豆代等書上)		帳崩れ・1枚	466-353
(7名分の新古初・大豆書上) 2名分初代書付を挟込		帳崩れ・1枚	466-354
覚(665文書上、駄賃請求か) 与左衛門 庄左衛門様		小切紙・1通	466-356
(人別穀物代金書上ほか)		帳崩れ	466-364
(品物代金等書付)		切継紙・2枚	466-370
(初・大豆ほか品物代金人別書上)		帳崩れ・1枚	466-371
覚(大豆14俵受取) す坂新町五郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	辰7月13日	切紙・1通	466-412
覚(馬方傳助大豆7駄受取) す坂五郎兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	辰7月3日	切紙・1通	466-413
覚(代金ノ1分余書上) 六川甚右衛門 江部村庄左衛門殿	たつ7月3日	切紙・1通	466-414
覚(大豆代精算書) 小布施町利左衛門 江部村庄左衛門様	7月	横切継紙・1通	466-415
大豆仕切(ノ16俵分、残金2分余渡し) す坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	辰ノ6月21日	横切継紙・1通	466-416
仕切覚(ノ6石余代金2両3分余にて売渡し、相場書あり) 九兵衛 平右衛門殿 418は欠番	6月16日	横切継紙・1通	466-417
覚(大豆14俵受取) す坂喜兵衛(印、「中町」) 庄左衛門殿	辰ノ6月21日	切紙・1通	466-419
(大豆代金書上)		切紙・1通	466-420
覚(大豆14俵受取) 利左衛門(印) 理兵衛様	6月18日	切紙・1通	466-421
覚(大豆28俵受取) おふせ町利左衛門(印) 江部村庄左衛門殿	6月5日	竪切紙・1通	466-422
大豆之事(ノ12石余相渡、ほか1俵預かり置き) 安源寺村藤右衛門 庄左衛門殿	辰6月5日	切紙・1通	466-423
覚(石数・俵数書上)		帳崩れ・1通	466-424
覚(ノ42俵書上) 喜兵衛 庄左衛門殿	5月14日	横切紙・1通	466-425
大豆仕切(42俵分ノ4両余勘定相済) 須坂穀屋喜兵衛 江部村庄左衛門殿	辰ノ5月7日	横切紙・1通	466-428
仕切覚(大豆66俵代金差引勘定) 九兵衛 江部村庄左衛門殿	閏4月	横切紙・1通	66-429
請取覚(ノ16俵) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	5月7日	切紙・1通	466-430
覚(大豆16俵受取) 須坂町喜兵衛(印、「須坂中町上野」) 江部村庄左衛門殿	辰ノ5月7日	切紙・1通	466-431
覚(大豆10俵受取、代金のうち2両渡し) す坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	(享保9)辰ノ閏卯月7日	切継紙・1通	466-432
覚(大豆5駄受取) す坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	4月7日	切紙・1通	466-433

覚(大豆6駄受取) 九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	閏4月6日 閏4月6日	切紙・1通	466-434
覚(大豆6駄書上) す坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	閏4月6日	小切紙・1通	466-435
覚(大豆5駄、代金2両遣し) 九兵衛(印) 江部村庄左衛門様	閏4月4日	切紙・1通	466-436
覚(大豆10俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部庄左衛門殿	(享保9)辰ノ閏4月4日	切紙・1通	466-437
預り覚(ぞく24束) 小布セ町武右衛門(印) 江部村庄左衛門殿	たつ4月2日	切紙・1通	466-438
覚(大豆10俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	(享保9)辰ノ閏4月朔日	切紙・1通	466-439
覚(大豆5駄受取) す坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門様	たつノ4月1日	切紙・1通	466-440
覚(大豆12駄受取) 喜兵衛(印) 庄左衛門殿	辰4月29日	切紙・1通	466-441
大豆請取覚(12俵、相場書あり) 九兵衛 江部村庄左衛門様	4月晦日	切紙・1通	466-442
覚(杉木25本代金2分余受取) 寒沢村善九郎(印) 江部村惣右衛門殿	8月21日	切紙・1通	466-450
(万覚帳、帳崩れ)		帳崩れ・2固まり	466-478
辰年中村酒手(村中祝儀ほか1分余から、夫銭役代ほか差引237文渡し) 文右衛門(印) 利兵衛殿	巳正月2日	帳崩れ・1枚	466-479
覚(大豆3駄売渡し、売手を引き残金渡し) 須坂町九兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	4月4日	切紙・1通	466-497
(大豆代・初代等書上綴)		1綴	466-498
覚(絹小立表ほか代金3分2朱余書上、近江屋作右衛門払)		切紙・1通	466-501
覚(塩代金2分受取) 古間柏屋源蔵 山田庄左衛門様	丁巳2月26日	切紙・1通	466-502
覚(塩代金4両2分受取) 三崎屋市郎兵衛(印)、夫傳兵衛 山田庄左衛門様	辰5月26日	切紙・1通	466-503
仕切(塩代金ほか) 三崎屋市郎兵衛(印、「越後府中」) 井部村山田庄左衛門殿	巳7月6日	横切紙・1通	466-504
仕切(塩代金ほか、金2分余不足) 三崎屋市郎兵衛(印) 井部村山田庄左衛門殿	辰7月	横切紙・1通	466-507
覚(大豆代金書上) 吉田村藤七	子3月日	切紙・1通	475-11
口述(金1分分の銭借用願) 文右衛門 文次郎様	11月14日	切紙・1通	475-13
覚(上系代金受取) 須坂五左衛門 四郎右衛門殿	子10月20日	横切紙・1通	475-15
(大豆・稗代金受取書) 庄左衛門 惣七殿	子10月12日	横切紙・1通	475-17
一札之事(古鉄砲1挺代金受取) 片塩村売り主惣右衛門、同所口入傳次郎 東江部村文次郎殿	明和5年子9月	縦紙・1通	475-18
実わた売覚(子3月当村忠助分)		帳崩れ・1枚	475-20
覚(大豆・稗などの穀物売渡帳の一部)	明和5子2月	帳崩れ・7枚	475-23
(新酒・諸白などの代金勘定帳の一部)		帳崩れ・7枚	475-24
天明五より寛政十年七月迄元帳二とち付候書付(仕切状等綴) 天明8年申より寛政元年亥迄「寿仙病死以後一	(天明5~寛政10)	綴り・1綴	477

件) (山田庄左衛門顕孝記) も綴込、477~495麻紐一括、荷札「信州東江部村山田家」			
覚(種10俵余受取) おふせ町利左衛門 庄左衛門殿	3月19日	切紙・1通	597-5
覚(大豆4俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部村庄左衛門殿	丑ノ2月晦日	切紙・1通	597-6
覚(大豆18俵受取) 須坂町喜兵衛(印) 江部村文六殿	丑ノ2月25日	切紙・1通	597-7
(品物計5駄受取) 須坂九兵衛(印) 江部文六殿 前欠	4月11日	切紙・1通	597-8
(品物計12駄受取) 須坂町[] 破損		切紙・1通	597-9
(書状) []兵衛 山田庄左衛門様 開披不可		横切紙力・1通	597-10
覚(大豆代50両余小形金受取、4名に渡し) 夫伝兵衛 東江部村文六殿 598-1~9は綴り崩れ一括	子11月22日	横切紙・1通	598-1
仕切覚 六川市右衛門 江部文六殿	12月28日	横切紙・1通	598-4
覚(大豆12俵分仕切) 須坂喜兵衛 江部文六殿	子10月21日	横切紙・1通	598-6
覚(大豆代仕切) 小布せ町武右衛門 江部村文六殿	子ノ11月3日	横切紙・1通	598-8
覚(大豆預り、代金受取) 預り主今井村武兵衛(印) 文六殿	子11月23日	切紙・1通	598-9
* 覚(大豆55石5斗受取預り) 須坂上町糶屋武源治(印) 東江部村庄左衛門殿 858-8-2を挟込	天保15辰年12月	縦切紙・1通	858-8-1
* (書状、押切より大豆63石5斗預かり、別紙預書差上) す坂上町糶屋武源治 東江部村御苗庄左衛門様	12月27日	縦切紙・1通	858-8-2
初預り置記帳 下水内郡秋津村静間坪根七三郎 上高井郡都住村矢嶋関谷勇之丞殿	明治22年12月吉日	横長半・1冊	1050

綿作・販売

覚(実綿24貫匁受取) 勝右衛門(印) 江部利兵衛殿	9月9日	切紙・1通	466-77
覚(実綿24貫匁受取) 勝右衛門(印) 江部利兵衛殿	9月9日	切紙・1通	466-78
覚(実綿24貫匁受取) 勝右衛門(印) 江部利兵衛殿	9月9日	切紙・1通	466-79
覚(木綿64貫目受取、代金5両勘定相済) 小布施町儀右衛門 江部村伊兵衛殿	戌9月9日	横切紙・1通	466-80
覚(実綿256貫匁受取、代金20両相渡) 清八(印)、勝右衛門(印) 江部利兵衛殿	9月10日	横切紙・1通	466-81
(実綿受取書、2件連書) (1)3駄、8月26日、清八 利兵衛、(2)2駄、勝右衛門 利兵衛		横切紙・1通	466-82
(書状、実綿大つ2俵預り) 市右衛門 庄左衛門様	10月28日	横切紙・1通	466-104
* 大福[帳](諸白・酒・大豆など) 破損甚大、開披不可、後ろに「宝暦二年申八月木綿改帳」を綴じ込み		横長美・1冊	466-150
(湯殿桶入の袋貫目ほか書上)	酉9月28日	横切紙・1通	466-151
(書状、綿代残金3両1分遣わし、穀類相場書) 浦野喜兵衛 山田庄左衛門様	2月11日	横切紙・1通	466-176
(木綿引覚ほか勘定関係書類綴) 状態悪い		1綴	466-214
(寅ノ木綿売取覚など) 破損著しい断簡		帳崩れ・2枚	466-221

(27日・28日・朔日分人別費目書上、手作木綿の作業者別実綿摘採量力)		帳崩れ・1枚	466-299
(繰綿代金勘定書、子11月22日当村忠助分)		帳崩れ・1枚	475-12
(綿代金勘定書、半兵衛上方より帰るまで代金借用) 忠助 繰・布袋代など書上1枚挟込	子10月10日	帳崩れ・1枚	475-16
(木綿・縄代金勘定書、子6月2日当村忠助分)		帳崩れ・1枚	475-19
(書状断簡、約束の実綿値段につき) [] 山田荘左衛門様 破損		切紙・1通	597-4
(人別刃数書上、手作木綿の作業者別実綿摘採量力)	(寛延元)	横長半・1冊	1032
* 覚(真綿代金差引勘定書)		折紙・1通	1038-2

北信商社

二分金・金札等引換

「御用向書類」 北信商社、東京出張惣代市左衛門、竹蔵、小右衛門	明治3年午4月	袋・1袋	469
「南信より贖金引譲書 二通入」 北信商社		包紙・1通	469-1
覚(贖二分判の差送書) 南信商社惣代前沢伊兵衛、同断大原弥右衛門 北信惣代中	明治3年4月27日	横切継紙・1通	469-1-1
覚(贖二分判500両を正札と引き替え譲渡) 南信(信州飯田林村・大原弥) 北信御衆中	(明治3) 午正月8日	横切継紙・1通	469-1-2
仮証書(去已租税金のうち贖二分判1000両受取) 伊那県東京出張所 中野局下納人西江部村市左衛門 包紙共	(明治3) 庚午6月17日	横切継紙・1通	469-2
「御用向書類」 会社	(明治3) 午7月27日より	袋・1袋	471
記(元利金1200両余の返上書) 南信商社(伊那県商社・南信会所) 北信商社御頭取衆中	(明治3) 午5月25日	横切紙・1通	471-1
(東京出張所受取の北信商社楮幣・西江部市左衛門租税金の書上、水内郡野尻村役人の中野役所宛書類の差出・宛所部分のみ、下書力)		縦紙・1枚	471-2
覚(商法金のうち繰替貸渡金350両の受取) 中野局出納方 商社懸り中 包紙共	(明治3) 午4月20日	縦切紙・1通	471-3
証(当春県が貸した贖金代幣の金札562両1朱返納につき受取) 伊那県中野庁 北信会社中 包紙共	(明治3) 庚午7月24日	縦切紙・1通	471-4
(北信会社納の利金95両余につき受取) 中野局出納方	(明治3) 午7月29日	縦切紙・1通	471-5
(銭幣350貫300文預書、役所より御下げ次第渡す旨) 引換所庄左衛門 産物会社御惣代啓造殿	(明治3) 午7月29日	横切紙・1通	471-6
(信州各局・県・藩の大中小別貫文書上)		折紙・1通	471-7
記(已貢金のうち楮幣7000両受取) 伊那県東京出張所 北信商社中 包紙共、471-8-1~5は一綴り	(明治3) 午4月	縦切紙・1通	471-8-1
証(去已租税金のうち6900両受取) 伊那県東京出張所 中野局下西江部村名主市左衛門	(明治3) 庚午6月2日	縦紙・1通	471-8-2

証(去已租税金のうち1300両受取) 伊那県東京出張所 中野局下西江部村納人市左衛門	(明治3)庚午6月10日	豎紙・1通	471-8-3
記(銀台二分判5500両受取) 伊那県東京出張所 北信商社中	(明治3)午4月	豎切紙・1通	471-8-4
証(去已租税金のうち7850両受取) 伊那県東京出張所 中野局下納人西江部村市左衛門	(明治3)庚午6月18日	豎紙・1通	471-8-5
(差加金劔札、已御年貢四納之内劔札并包不足、ほか書上)		綴り・1点(4枚)	676

差加金

(町村ごと損金割合引受書綴) 差加金関係か		1綴(5枚)	661
(夜間瀬村差加金140両ほか差引勘定書、永8貫余不足) 欠損		豎切紙・1通	669
「金子請取書入」 北信会社		1袋	784
記(重蔵分・重吉分出金よりの利益計算書) 784-1-1 ~ 3在中の包紙として使用		豎切紙・1通	784-1
覚(金100両商社発行基立差加金として預り証) 北信会社為替方(印) 中野村栗和田惣助殿 784-1-1 ~ 3は畳込み一括	明治3午年7月	豎切紙・1通	784-1-1
覚(金75両商社発行基立差加金として預り証) 北信会社為替方(印) 重吉殿	明治3午年7月	豎切紙・1通	784-1-2
覚(金100両商社発行基立差加金として預り証) 北信会社為替方(印) 中野町重蔵殿	明治3午年7月	豎切紙・1通	784-1-3
(綴り一括) 784-2-1 ~ 5は同綴		綴り・1点(5枚)	784-2
(江部より間山までほか飛脚賃計1分1朱余受取)	(明治5)壬申8月朔日	横切紙・1通	784-2-1
(雪籠5升3合、巻鶴6升8合代金計7両1分1朱余内金7両受取) 綿屋溜店 富田屋治兵衛様	(明治4)未2月	横切紙・1通	784-2-2
記(高井野村までほか飛脚賃計1分2朱余払済)	(明治5)申7月14日	横切紙・1通	784-2-3
記(金100両山田庄左衛門よりの預り金請取) 小林九之丞 高橋小右衛門殿	(明治4)辛未11月4日	横切紙・1通	784-2-4
記(金100両北信会社金請取) 北信会社山岸精一郎(印) 高橋清蔵殿	(明治4)辛未11月12日	豎紙・1通	784-2-5
(綴り一括) 784-3-1 ~ 7は同綴		綴り・1点(7枚)	784-3
口上(会社引払につき引合残金早々持参されたきこと) 北信会社 岩船村茂兵衛様、新井村御役人中様	(明治5)壬申7月28日	横切紙・1通	784-3-1
覚(今日村方にて抛無き差掛仕第出来につき、明日まで日延べ願) 中村儀十郎 北信会社様	7月29日	横切紙・1通	784-3-2
覚(廻章受取) 上新井名主新十郎(印)、他行二付百姓代印 北信会社御掛り衆中様	10月15日	豎切紙・1通	784-3-3
覚(御状受取) 中村儀十郎 北信会社御掛中	未10月15日	横切紙・1通	784-3-4
覚(御手紙受取) 間長瀬新田村伊左衛門	10月15日	豎切紙・1通	784-3-5
(御状受取) 岩井村役元(印) 北信会社御役人衆中		横切紙・1通	784-3-6
(御廻章受取) 小鶴原村名主助三良 北信会社様		豎切紙・1通	784-3-7

(綴り一括) 784-4-1~9は同綴		綴り・1点(9枚)	784-4
記(金100両坪山増右衛門差加金として請取) 綿貴 孝造 北信会社	(明治5) 申2月	縦紙・1通	784-4-1
記(金30両会社雑用として請取) 山岸精一郎(印) 北信会社御詰合中様	(明治5) 壬申7月14日	縦切紙・1通	784-4-2
記(前坂組八右衛門25両、宇木組平右衛門30両会社差加金として請取) 代人源兵衛(印) 北信会社御掛中	(明治5) 壬申2月5日	縦切紙・1通	784-4-3
記(西条村七郎右衛門35両、多吉30両差加金として請取) 七郎右衛門代兼多吉(印) 北信会社御掛中	(明治5) 壬申2月5日	縦切紙・1通	784-4-4
記(高井野村才右衛門50両、又右衛門30両差加金として請取) 才右衛門代兼又右衛門(印) 北信会社御掛中	(明治5) 壬申2月5日	縦切紙・1通	784-4-5
記(金60両差加金として受取) 上笠原村半兵衛 北信会社御懸中様	(明治5) 申2月5日	縦切紙・1通	784-4-6
記(金30両差加金として請取) 柏尾村伊兵衛(印) 北信会社御掛中	(明治5) 壬申2月5日	縦切紙・1通	784-4-7
記(水深村茂右衛門25両、桑名川村伊之右衛門30両、森村与右衛門60両商社差加金として請取) 右茂右衛門(印)、伊之右衛門代兼与右衛門(印) 北信会社御掛中	(明治5) 壬申2月5日	縦切紙・1通	784-4-8
記(金30両差加金として請取) 赤岩村善助(印) 北信会社御掛り中様	明治5年申2月5日	縦切紙・1通	784-4-9
預ヶ金差引勘定書控	明治6年酉9月7日	横長美・1冊	932
「村々金子預り切手紛失書入」 北信会社	明治4年辛未9月	1袋	946
差出申一札之事(下ヶ金請取切手暴動時焼失につき差出) 高井郡関沢村名主佐藤新十良(印)、組頭武田信之助(印)、百姓代宮崎文右衛門(印) 元北信会社御掛衆中 946-1~18は綴り一括、1は外れている	明治5年壬申2月19日	縦切紙・1通	946-1
差出申一札之事(商社差加金下ヶ戻受取、暴動時手形焼失につき差出) 高井郡天神堂村名主岡右衛門(印)、太郎右衛門(印) 北信会社御掛中様	明治4未年12月	縦切紙・1通	946-2
差出申一札之事(商社差加金15両割戻皆済、切手紛失につき差出) 山岸村源兵衛(印)、名主弥四郎(印) 北信会社御掛中	(明治4) 辛未10月25日	縦切紙・1通	946-3
差出申一札之事(商社差加金15両割戻皆済、切手失難につき差出) 高井郡夜間瀬村前坂組仁右衛門(印) 北信会社御掛中	明治4年辛未10月	縦切紙・1通	946-4
差出申一札之事(商社差加金15両割戻皆済、切手失難につき差出) 高井郡夜間瀬村前坂組七左衛門(印) 北信会社御掛中	明治4年辛未10月	縦切紙・1通	946-5
差出申一札之事(商社差加金50両割戻皆済、切手火災焼失につき差出) 高井郡夜間瀬村之内横倉組年兵衛(印) 北信会社御掛中	明治4辛未年10月26日	縦切紙・1通	946-6
差出申一札之事(商社差加金15両割戻皆済、切手災害焼失につき差出) 高井郡犬飼村東組文左衛門(印) 北信会社御掛中	明治4未年10月26日	縦切紙・1通	946-7
差出申一札之事(商社差加金25両下ヶ戻受取、証書紛失につき差出) 松川村安右衛門(印) 北信会社御掛り中	(明治4) 辛未10月	縦切紙・1通	946-8

差出し申一札之事(商社差加金25両下ケ戻受取、証書紛失につき差出) 松川村平右衛門(印) 北信会社御掛中	(明治4) 辛未10月	豎切紙・1通	946-9
差出申一札之事(商社差加金50両割戻皆済、切手災害焼失につき差出) 高井郡柏尾村長八郎(印) 北信会社御掛中	明治4年辛未10月22日	豎切紙・1通	946-10
差出申一札之事(小沼村平右衛門・長助差出金皆済、証文焼失につき差出) 右両人組合惣代戸隠新田五郎次(印) 北信会社御掛り中	(明治4) 辛未9月26日	豎切紙・1通	946-11
記(商社差出金75両受取書紛失につき差出) 吉田村三左衛門(印) 会社御掛中様	明治4年末9月	豎切紙・1通	946-12
記(中山実之助出金25両切手見失いにつき差出) 新野村名主堀佐右衛門(印) 商社御掛り中様	明治4辛未年9月	豎切紙・1通	946-13
差出申一札之事(前坂村惣三郎商社差出金15両受取証文紛失につき差出) 右村役人弥惣治(印) 北信会社御掛り衆中	(明治4) 辛未9月23日	豎切紙・1通	946-14
差出申一札之事(差出金下ケ渡、切手紛失につき差出) 岩船村富右衛門(印)、九郎右衛門(印) 会社御掛衆中	明治5申年2月17日	豎切紙・1通	946-15
乍恐以書附奉願上候(会社差出金請取書面焼失につき差出) 南鴨原村久左衛門(印)、弥治右衛門(印) 中野北信会社御掛中	明治5壬申2月日	豎切紙・1通	946-16
差出申一札之事(五兵衛・惣七差出金下ケ渡受取、切手暴動時焼失につき差出) 高井郡岩井村名主金井市右衛門(印)、組頭小林庄兵衛(爪印)、百姓代山田清八(爪印) 元北信会社御掛衆中 差出人貼紙訂正	明治5年壬申2月19日	豎切紙・1通	946-17
差上申一札之事(彦右衛門会社差出金50両証書焼失につき差出) 水内郡上野新田村名主九郎右衛門(印)、組頭幸左衛門(印)、右彦右衛門 印 北信会社御掛り中	明治4辛未年9月20日	豎切紙・1通	946-18

商社金貸付

(商社金の県提出期限につき早々入金願) 元北信会社 茂兵衛様、与三郎様、源次様、残金皆済分伊介様、治兵衛様、与太郎様、残金皆済七左衛門様、辰三様、平吉様、金次様 472-1~13は括紐で一括	7月19日	横切継紙・1通	472-1
(勘定関係証文の断簡) 元北信会社 近山勝右衛門殿	明治5壬申7月17日	切紙・1通	472-2
(下書・断簡類)		切紙・4枚	472-3
御賑恤金追印(宇木組政右衛門ほか22名書上)		横切紙・1通	472-4
寛(商社貸渡金16両返済の受取) 北信会社 更科村吉左衛門殿 抹消・切取あり	未8月22日	横切紙・1通	472-5
寛(商社貸渡金184両返済の受取) 北信会社 更科村吉左衛門殿 抹消あり	未8月21日	横切紙・1通	472-6
(書状下書、かねて対談の商社金今日返済願)		切継紙・1通	472-7
(書状、責組下の竹下氏へ会社貸付金の返金取計願) 北信会社 北鴨ヶ原村御役人中様、至急 抹消あり	(明治5) 壬申6月23日	横切継紙・1通	472-8
(書状下書力、県の催促により至急入金願) 元北信商社 詰合	(明治5) 壬申7月13日	横切継紙・1通	472-9

内願書(中野町金蔵らへの贖金償還金を同人と為替取組している私へお渡し願) 中村啓造 北信会社御話合中	(明治4) 辛未10月22日	豎切紙・1通	472-10
口上(差加金の者へ割戻につき会社貸付金早々返済、およびその件で会社へ出向願) 北信会社	6月24日	横切継紙・1通	472-11
(書状、御村方茂兵衛の勘定残金・証文を持参の上出張願) 中野町北信会社 岩船村御役人御中、至急 紙背に、御下金受取切手を暴動時に焼失した旨の一札下書あり	2月19日	豎紙・1通	472-12
(旧神官の世襲制を廃止し毎区公選制にして学校検査の上補任する旨申付書) 中野始八ヶ村右御名主中		豎紙・1通	472-13
酉八月改貸附金取調帳 北信會社	明治6年8月	横長半・1冊	503
覚(会社貸渡金100両と利息20両の受取) 北信会社惣代(印) 上条村大久保又五郎様 全体に墨引き	(明治4) 未8月20日	横切紙・1通	659
覚(会社貸付金25両返済請求書) 北信会社 小玉村重左衛門殿	(明治4) 未6月	豎切紙・1通	662
(書状、下木島村幾右衛門会社より拝借金100両の返済延期願、木島辺別して不融通ほか) 和泉屋新蔵、篠田高市(力) 山田庄左衛門様、尊下	9月19日	横切継紙・1通	668
借用申金子証文之事(100両、会社取扱金) 高井郡天神堂村借用人慶左衛門、請人力之助、同組頭重兵衛 北信会社御掛中	明治4年辛未12月	豎紙・1通	670
預時貸一寸手覚 北信会社出納方(印)	午7月	横半半折・1冊	675
覚(納金中の悪札返金迷惑、この札は北信会所江部村利兵衛より借用したもの) 平林村林之助、伴右衛門 中野北信会社御役人衆中様 675の丁間に挟込	(明治3) 午7月17日	横切紙・1通	675-1

商社事件

(書状、中野騒動後の帰国願却下の顛末、騒動に対する感慨、いずれ惣代の代人派遣願) 篠田市左衛門 山田庄左衛門様、山田理兵衛様、小林九之丞様 封筒とも	(明治4) 正月16日	横切継紙・1通	651
(書状、会社事件につき参上すべきだが、持病悪しく、名代傳右衛門遣わしのこと) (井上村より) 坂本幸右衛門 会社御一統衆中様、貴下 包紙とも、660と関連	9月20日	横切継紙・1通	665
御預金証文之事(104両3分余、会社仕埋方のところへ、御仕法立元金として) 北信会社惣代松川村平作(印)、中野村儀平(印)、東江部村庄左衛門(印) 中野県御役所端裏書「午閏十月二日御役所より御下ケ金証文之下書」	明治3庚午年閏10月	豎紙・1通	677
「東京贖金一件」 北信商社惣代市左衛門、竹蔵、清蔵 678-1~8在中	明治3年午2月~至4月	1袋	678
覚(東京行入用ほか計266両2分2朱余預り) 竹蔵 会社御役人中様 678-1~8は紙縫り紐一括	午11月	折紙・1通	678-1
覚(印形箱・仲間寄合代金ほか計24両1分2朱余書上) 竹蔵 会社様		横切継紙・1通	678-2
人足帳(板橋から中野まで) 伊那縣分庁中野局商社	明治3年午4月	横半半折・1冊	678-3
正贖金出納取調帳 北信商社	明治3年午2月ヨリ至4月	横長半・1冊	678-4
御陣内御買物書出帳 出役清蔵	明治3年午4月	横長半・1冊	678-5

東京在中各社雑用割合帳 北信控 (價金2万881両余内訳書上)	明治3年午4月	横長半・1冊	678-6
東京横濱商社入用書出帳 北信	明治3年午2月ヨリ	綴り・1点(3枚)	678-7
(北信商社関係書類入袋) 東京浅草八幡町信濃屋市左衛門 門店止宿、篠田市左衛門 信州中野局下山田荘左衛門様、 外御一同様	(明治3)	横長半・1冊	678-8
(書状、御拝借金返納方法について) 市左衛門 北信 御連中様	6月4日夕刻	1袋	679
(書状、金2105両差送り、商社事件先行き不安の心中、 など) 市左衛門(東京浅草より) 北信御社中様(山田 庄左衛門様、外御一同様) 包紙共、覚1通共	6月23日	横切継紙・1通	679-1
(書状、西信商社惣代啓二郎ら逮捕の知らせ、残り1万 両の才覚願、など) 市左衛門 北信御連中様	5月30日夜戌刻認	横切継紙・1通	679-2
才覚金覚 下札および「楮幣数訳」の貼紙あり		横切継紙・1通	679-3
覚(東京為替金元利ノ7728両2分の受取) 竹蔵 北信 会社御掛中 679-4に挟込	6月4日夕刻	横長半・1冊	679-4
証(去4月上納金不足分金札40両の受取) 伊那県出張 所 中野局付西江部村名主市左衛門殿 679-4に挟込	(明治3) 午7月2日	縦継紙・1通	679-5
(書状、商社の件、中野で山岸らと相談し、旧社中・貸付 金未返済者に督促したい旨) 間山小林九之丞 東江 部山田庄左衛門様、御酬 封筒とも	(明治3) 庚午6月2日	横切紙・1通	679-6
(書状、大心配の一条相談のため明朝出張願) (間山 村)小林九之丞 山田庄左衛門様、貴下	8月9日	横切紙・1通	685
「明治四年辛未五月 式萬兩被下金書類」 北信会社 紙片「明治四年北信会社関係書類」付着	8月9日	横切継紙・1通	718
(元)伊那縣元御管轄所五ヶ所商社江金式萬兩被下候 一件 信州東信商社人下縣村木内源太ほか16名、中 信商社人下戸倉村坂井賤雄ほか20名、北信商社人東江部村 山田庄左衛門(印)ほか13名 中野縣御役所 785-1-1~7 は同綴	明治4年辛未5月	1袋	785
覚(御下ヶ金2万兩・御拝借金1万兩の北信・中信・東信 各社へ割賦相済)	明治4辛未年5月24日	美・1冊	785-1-1
御下ヶ金割賦書(金2万兩の北信・中信・東信・南信・西 信各社へ割賦のこと) 飯島町宮下権四郎(印)ほか8 名	明治4年辛未5月25日	半・1冊	785-1-2
記(金1万兩の北信・西信・東信・中信・南信各社へ割合 書、拝借証文差出のこと)	明治4辛未年5月25日	半・1冊	785-1-3
差上申一札之事(上神林村藤巻啓二郎ほか御布告に 背き不都合一件、再糾問の結果、構い無しのこと承 知の請証文) 信州伊那縣支配所村々商社人名字名前 連名惣代 印、右同断 民部省聴訟御役所 785-1-5と6 は785-1-4と7の間に挟込	明治4未年5月	縦紙・1通	785-1-4
「御書附類」	明治4未年3月19日	縦紙・1通	785-1-5
(明24日4ツ時出頭命令書) 中野縣庁(印) 元北信商 社人中 包紙とも	明治4未年3月19日	縦紙・1通	785-1-5
(一昨日差紙遣しにつき、商社人重立の者いまだ参ら ず早々昇庁するよう取計らうべきこと) 出納方 御掛屋町田儀平	辛未5月23日	包紙・1通	785-1-6
	5月22日	横切継紙・1通	785-1-6-1
	5月22日	横切紙・1通	785-1-6-2

(東信商社人崎田村内藤太平ほか3名書上)		横切紙・1通	785-1-6-3
(22日出頭命令書) 中野縣庁(印) 元北信商社人重立之者両三員 包紙とも	辛未5月20日	横切紙・1通	785-1-6-4
(去巳年伊那県の命にて買いの商社懸、贖造二分金償い出金の者共24日出頭命令) 中野縣庁(印) 北信元商社人共 包紙とも	辛未5月19日	横切紙・1通	785-1-6-5
乍恐以書付奉申上候(金2万両御下ケにつき内訳等報告) 中野縣支配所信州佐久郡崎田村内藤太平、前山村加藤郷衛、五郎兵衛新田柳澤所平 伊那縣御役所	明治4辛未5月	豎紙(綴り)・1通(2枚)	785-1-7
(厚貝・下笠原・間長瀬・同新田分の金額書上)		横切紙・1通	785-2
乍恐以書付奉願上候(二分判一件経緯、贖金補償手段につき万般御指揮願) 北信商社人惣代東江部村山田庄左衛門(印)ほか1名、東信商社人惣代崎田村内藤太平(印)ほか1名、中信商社人惣代今里村更級久衛(印)ほか1名 中野縣御役所 785-3-1~5は同綴(6は挟込)、貼紙多	明治4年辛未5月	半・1冊	785-3-1
拝借証文之事(贖銭判引換につき金借用、下書)	明治4辛未年5月	豎紙・1通	785-3-2
乍恐以書付奉願上候(二分判一件経緯、贖金補償手段につき万般御指揮願、下書)	明治4辛未年5月	1綴(4枚)	785-3-3
乍恐以書付奉申上候(金2万両各社割報告) 伊那郡飯島町宮下権四郎ほか7名 伊那縣御役所	明治4未年5月	折紙・1通	785-3-4
記(金1万両各社へ割合額書上)		豎紙・1通	785-3-5
(2万両下され、前々1万両失金償い分は10年賦無利息、残り1万利用は即時返金のこと申付書) 中野縣庁 包紙とも	(明治4)辛未5月	横切紙・1通	785-3-6
(北信商社関係書状類入包み) 包紙には大古間駅高橋小右衛門から北信会社宛の物を使用、788-25の包紙を転用か		1包	788
(書状、商社の会議欠席願) 綿貫政平 山岸精一良様	7月13日	切紙・1通	788-1
(廻章、商社一件東京表落着、御役所よりも御沙汰につき御談判のため参会願) 北信商社会議所 宇木平右衛門様、前坂八右衛門様、中村儀十郎様、天神堂慶左衛門様、柏尾伊兵衛様、赤岩村善助様、上笠原村半兵衛様 包紙とも	6月14日	横切紙・1通	788-2
覚(御廻章ほか2通受取) 越村名主紋右衛門 中の北信会社	(明治4力)未10月15日	切紙・1通	788-3
(廻章、中野伊那両商社出金者に2万両賑恤につき割合のため村惣代出張願) 北信会所 一本木村、新井村、若宮村、金井村、間長瀬村、同新田村、上笠原村、下笠原村、壁田村、厚貝村、田麦村、七瀬村、ノ、右村々御役人衆中 包紙とも	(明治4力)未6月19日	横切紙・1通	788-4
(廻章、中野伊那両商社出金者に2万両賑恤につき割合のため村惣代出張願) 北信商社会所 中野町、松川村、竹原村、深沢村、夜間瀬村、上条村、戸狩村、寒沢村、菅組共、更科村、高遠村、間山村、新野村、篠井村、新保村、小田中村、ノ、右村々御役人衆中 包紙とも	(明治4力)未6月19日	横切紙・1通	788-5
(書状、商社人御用呼出あるが忌中ゆえ欠席、御役所へ執成願) 間山九之丞 会社御掛衆中様、御請	5月22日	横切紙・1通	788-6
(愚父死去に対し挨拶の礼、災害嘆息につき書付) 小林九之丞拝 中村啓造様 788-6に挟込		切紙・1通	788-7

(廻章、商社一件東京表落着、御役所よりも御沙汰につき御談判のため参会願) 北信商社議所 高井野村才右衛門様、同村又右衛門様 包紙とも	6月14日	横切継紙・1通	788-8
(書状下書、暑邪見舞の礼など) 後欠		横切紙・1通	788-9
(金子差引勘定書、商社貸付金力) 切取あり		縦紙・1通	788-10
覚(御状1通受取) 上新田役元 北信会社	6月22日	切紙・1通	788-11
(廻章、商社事件皆済厳命につき談判のため会社へ出会願) 元北信会社 岩舟村八兵衛様、宇木村源兵衛様、平右衛門様、前坂村八右衛門様	7月13日	横切継紙・1通	788-12
(書状、今夕須坂へ罷越すため万事御勘弁願) 青田竹蔵 篠田市右衛門様、高橋小右衛門様	6月4日	横切紙・1通	788-13
おほへ(宿泊・賄代、酒肴代等受取) 富田屋治兵衛上	(明治4)末12月22日	横切継紙・1通	788-14
(書状、余儀なき御用で長野出張につき帰宅の期日未定のご承知願) 長野出張宮下二而、高橋清蔵 北信会社御掛御中 包紙とも	2月17日	縦紙・1通	788-15
(不勤の詫書、金20両借用願) 細野拜 山田君、小林君、御出張御中、御直披	27日	横切継紙・1通	788-16
御請(持病のため商社事件での出張はできない旨)(井上)坂本幸右衛門 北信会社御一統様 封筒とも	申7月13日	横切継紙・1通	788-17
(書状、ご依頼の初調達、快晴次第通船で出荷、よろしく取計願) 柏尾村長八郎 中野町田儀兵衛様、山田庄左衛門様 包紙とも	12月16日	横切継紙・1通	788-18
(書状、すぐにも初出荷の積もりがいまだ等閑につき来月まで延期願) 柏尾村長八郎 中野中町町田儀兵衛様、尊下	12月29日	横切継紙・1通	788-19
(内山村借用人ら呼出書、会社貸付金のことで県より御沙汰につき) 北信会社 (内山村御役人衆中)	申2月9日	横切継紙・1通	788-20
(廻章、商社事件皆済厳命につき談判のため会社へ出会願) 元北信会社 西条村七郎右衛門様、多吉様、高井野村才右衛門様、又右衛門様 包紙とも	7月13日	横切継紙・1通	788-21
(包紙のみ) 間山村御県下出張先より、小林九之丞 北信御掛中 書状在中とあるが、中身なし			788-22
乍恐以書付奉申上候(滞納分1万5千両につき貸付先と交渉中のため返済猶予願) 元北信商社人三拾四人惣代小林九之丞、中村啓蔵、細野平作、高橋小右衛門 長野県御役所	(明治5)壬申7月10日	仮綴・1冊	788-23
(書状、県庁御白洲で北信・中信商社惣代に貸付金早急返済厳命につき相談取斗願) 小林九之丞 元会社御掛御一同様	7月4日	縦罫紙・1通(2枚)	788-24
(書状、御書面の趣に驚入、御一同衆議検討願) 大古間宿高橋小右衛門 中野町会社御出勤御中	(明治5)壬申7月6日	縦罫紙・1通	788-25
(賑恤金2万両割合書、中野縣・伊那縣・中信・東信・塩尻分書上) 790はこよりで一括		縦紙・1通	790-1
(廻状写、御雇英国人教師通行につき無礼なきよう取締のごこと) 中野縣御役所	未6月28日	縦紙・1通	790-2
(割高償金額覚)		縦紙・1通	790-3
御賑恤金配当御請書之事(下書、中野伊那兩縣・北信商		縦紙・1通	790-4

社分など割合方書上)			
(東江部村庄左衛門・理兵衛ほか4名、商社役員申付書写) 伊那縣・中野廳	5月10日	豎罫紙・1通	790-5
午閏十月廿八日改日延書請取置候分(身元差加金など村・人別書上)	(明治3年)	半・1冊	790-6
(社外差出金2万兩余と利息より贖金償金差引残永1万貫余書上)		豎切紙・1通	790-7
(市左衛門東京行につき銀台・別金など仕訳届書雛形) こより紐付(綴り崩れ)		豎紙・1通	790-8
(会社貸付金元利返済督促状、下書)		折紙・1通	790-9
(北岡・立ヶ花・小沼ほか村名書上)		折紙・1通	790-10
(追印願、岩船村九郎右衛門ほか10名)		折紙・1通	790-11
(村名書上、高井郡栃倉村、龜倉村、米子村、塩野村)		切紙・1通	790-12
(御憐恤金割方勘定書)		切紙・1通	790-13
(見舞羊羹包紙、2146兩の内訳書など書込あり) 商社会所の捺印		豎紙・1通	790-14
(日別食事書上、みやげ、酒代等書上とも)		切紙・1通	790-15
覚(計見新田村3名分ノ金90兩書上)		切紙・1通	790-16
(塩屋七郎右衛門出京につき申上書、商社をめぐる大参事、諸豪農の動向など) 北信会社詰合中 東京御出張先(東京馬喰町貳丁目鍵屋伊左衛門殿御止宿)山田理兵衛様、小林九之丞様 封筒とも、ただし封筒には入れず帯封で一括	9月14日	半・1冊	790-17
覚(贖金取扱の伊勢屋の名前は県庁に問い合わせるべき旨書面へ書き加え願) 790-17に挟込		豎紙・1通	790-17-1
(中野局下村32ヶ村・組・町書上)		豎紙・1通	790-18
(商社発行為替手形につき村々へ触渡願、下書)		折紙・1通	790-19
(出金人・利銀等書上) 全面墨消		帳崩れ・1通	790-20
(貸金元帳ノ金2万1036兩書上)		折紙・1通	790-21
(新社中15人出金高2925兩、古社中出金高5850兩、中野町貸付高2774兩の差引勘定書)		折紙・1通	790-22
覚(高井郡高石村嘉右衛門分金15兩、治左衛門分金15兩書上) 上		豎切紙・1通	790-23
覚(高井郡計見村出金人11名書上、ノ金307兩2分)		豎紙・1通	790-24
覚(伊那縣御達書1枚請取) かへ屋甚八代宗吉(印) かさや様御使中	午8月11日	切継紙・1通	790-25
(小古間村3名の出金額、八兵衛借金返納すべき旨、など書上)		切紙・1通	790-26
乍恐以書付御届奉申上候(御雇教師キング旅行先触到来につき届、下書) 当御支配所北国街道野尻宿、柏原宿、大古間宿、牟礼宿、右四ヶ宿代兼野尻宿[]市右衛門中野県御役所 中村啓造の池田十郎兵衛、宮川茂作宛書状の包紙を転用	(明治4) 辛未6月29日	豎紙・1通	790-27
(反古紙等一括、字の練習、ろくろ首、蝸牛ほか) 重ね			790-28

て折畳			
(小書付、「喜多留、新保、矢嶋、夜間瀬、押切村」) 790-29-1~3を挟込		切紙・1通	790-29
(書面1通受取書) 米持村権蔵 北信会社御掛衆中様	(明治4)末9月18日	切紙・1通	790-29-1
(復古紙を貼り合わせたもの、横切紙の上に小切紙2枚)			790-29-2
(元利金返済額等書上の小紙片、含無記載)		小切紙・5枚	790-29-3
(東信商社人17名書上)		横切紙・1通	790-30
(金額書上、字句練習)		折紙・1通	790-31
(諸入用・賃金償など仕埋・見込のこと尋書、見積書)		切紙・2枚	790-32
(元北信会社回章ほか一括)		袋入・1袋	791
(廻章、商社事件の布告につき中野町富田屋へ出張願) 北信会社 小林九之丞殿、山田庄左衛門殿、篠田修助殿、関五左衛門殿、坂本幸右衛門殿、青木源兵衛殿、片塩増右衛門殿 包紙とモ	8月1日	横切紙・1通	791-1
(北信元商社より貸付金残名面書上、5名) 元北信会社		横切紙・1通	791-2
(書状、元北信会社より別紙名面の衆中への貸付金を中野町へ出張して返金すべし) 北信元会社 北見村、南鴨ヶ原村、関沢村、上新田村、右戸長副御中	第8月2日	横切紙・1通	791-3
記(御書面1通拝見) 中村高盛儀十郎 中野会社衆中様	8月2日	切紙・1通	791-4
記(御書面1通受取) 新井村戸長 中野商社衆中	8月2日	切紙・1通	791-5
(北信商社関係書類一括) 792-1~3在中袋と紐、中川足袋の袋使用		1包	792
(北信商社関係書状・廻状等一括) こより紐一括		1束	792-1
村々廻状順控帳 北信商社会所 792-1-2~10を包込	明治3年6月改	横長半・1冊	792-1-1
(北信商社関係書状等一括) こより紐一括		1束	792-1-2
おほへ(羽毛1反ほか代金1両受取) 又 富田や様	(明治3年)閏10月	横切紙・1通	792-1-2-1
覚(家紋入り羽織ほか代金1分2朱余書上) 松葉屋理八 富田屋松之助様	7月14日	横切紙・1通	792-1-2-2
(書状、別紙書付の趣承引されたきこと、明日御出張願) 町田儀平 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様	5月21日	切紙・1通	792-1-2-3
(書状、朔日より伏せりにつき参上できず) 宇木源兵衛 商社会所御掛中様	5月23日	縦切紙・1通	792-1-2-4
(書状、家内無人につき綿屋孝造を名代に頼む) (坪山村) 増右衛門 御会所御一同様(北信御会所山田理兵衛様) 包紙とモ	5月22日	横切紙・1通	792-1-2-5
(書状、商社事件の会合不参加ご容赦願) (井上村) 坂本幸右衛門 北信商社御一統様、尊報	5月23日	横切紙・1通	792-1-2-6
覚(廻状4通受取) 柏尾村役元 端裏書に賃金情報あり	(明治4)末10月15日	切紙・1通	792-1-2-7
(廻状、会社貸付金未返済につき明日出会願) 北信会社 金次様、與吉郎様ほか6名 越村ほか7村書上の切紙を挟込	9月23日	横切紙・1通	792-1-2-8
記(回章受取) 赤岩村役元(印) 商社御詰人中	(明治4)末10月15日	切紙・1通	792-1-2-9

(書状、叔母・りん尊宅へ罷出につきご厄介願、送籍状受取) 飯山町牧野長蔵 間山村小林九之丞様	2月1日	横切紙・1通	792-1-2-10
(廻文、商社出金者へ2万両賑恤につき割合のため出張願) 北信商社会所(印) 吉田村ほか11か村、右村々御役人衆中 包紙とも	(明治4)未6月19日	切継紙・1通	792-1-3
(廻文、商社出金者へ2万両賑恤につき割合のため出張願) 北信商社会所(印) 立ヶ花村ほか16か村、右村々御役人衆中 包紙とも	(明治4)未6月19日	切継紙・1通	792-1-4
(廻文、商社出金者へ2万両賑恤につき割合のため出張願) 北信商社会所(印) 越村ほか22か村、右村々御役人衆中 包紙とも	(明治4)未6月19日	切継紙・1通	792-1-5
覚(会社貸付金50両返済請求) 北信会社 内山村浅右衛門殿		豎切紙・1通	792-1-6
(賑恤金2万両南信・西信・北信・中信・東信割合書上)		豎切紙・1通	792-1-7
(書状、会社諸勘定規定取り決めに罷出るべきだが、持病その他につきご容赦願) (井上村)坂本幸右衛門 会社御一統衆中様、御報	9月2日	横切継紙・1通	792-1-8
(廻章、商社事件相談につき中野袋屋へ出張願) 会社(印) 西条村七郎右衛門様、同多吉様、岩船村八兵衛様(印)、上 笠原村半兵衛様(印)、宇木組平右衛門様、同八右衛門様 包紙とも	正月27日	横切継紙・1通	792-1-9
(廻章、商社一件東京表着落、御役所よりも沙汰あり、相談のため出會願) 北信商社会議所 水沢村茂右衛門様(印)、桑名川村伊野右衛門様、森村与右衛門様(印)、柏尾村伊兵衛様(印) 包紙とも	6月14日	横切継紙・1通	792-1-10
「東京表惣代篠田氏より来書在中」 こより紐一括、包紙に大古間宿高橋清蔵より柏原宿中村啓造様宛の包紙を使用		1包	792-2
(書状、暴動事件慨嘆、帰村願叶わず、審理は民部省から刑部省へ、出京入用差立願) (篠田)市左衛門(山田)理兵衛様、責机下 封筒とも	3月3日	横切継紙・1通	792-2-1
(書状、帰国嘆願書・手続書・滞京人名日数取調帳を提出、交替者の準備方願、暗患者の暴動嘆かし) (從東京)篠田市左衛門 北信会社御連中様 封筒とも	2月17日	横切継紙・1通	792-2-2
(書状、山崎様御省へ掛け合うも帰村願認められず、今後は郡中関係のことは宥免されたし) (從東京)篠田市左衛門 山田理兵衛様 封筒とも	2月1日	横切継紙・1通	792-2-3
(書状、至急出張願、弊社出張惣代帰村、御金御下の見通し) 西信会社 北信会社御中 包紙2枚入り、表包紙上書「東江部村山田理兵衛様 松川村細野平作」	2月23日	横切継紙・1通	792-2-4
(書状、西信会社の書状に対し出張でき難し、然るべき返書取り計らい願) 細野平作 山田理兵衛様 792-2-4の表包紙は本来こちらのものか	2月26日	豎紙・1通	792-2-5
(明治4未正月八日民部省へ帰国願書、同10日伊那中野県御出張へ差出書面、綴り) 792-2-7に挟込	(明治4年正月)	仮綴・1冊	792-2-6
(明治4未年2月8日落合大参事様へ差上書面、救窮会社手続取調書、5か所惣代の落合大参事宛帰国許可嘆願書、綴り)	(明治4年2月)	仮綴・1冊	792-2-7
記(紙代、人足代ほか計2分余書上) 792-3-1~4は3-1に挟込一括		横長半・1冊	792-3-1

記(朝飯・酒代、柳長弘、満会振舞料ほか計15両2朱余書上)		横長半・1冊	792-3-2
覚(飯・酒代ほか計8両3分1朱余受取) 柳長 上	9月8日	横切継紙・1通	792-3-3
覚(朝飯・酒代ほか計1両3分2朱余書上) 柳長 上	10月8日	横切継紙・1通	792-3-4

諸入用

(北信会社関係帳面・書状類こより紐一括)			787
諸品御通(炭、真木代) 井賀屋酒店 北信会社様、御取次衆中	明治3年庚午7月吉日	横半々・1冊	787-1
覚(諸払書上)		横長半・1冊	787-2
(金額書上、富田屋、鈴泉寺、家賃ほか)		縦紙・1通	787-3
覚(草鞋、酒、弁当代等書上、山田召仕長助中之条行入用)	(明治4)	切紙・1通	787-4
覚(東京御蔵前八幡町信濃屋市左衛門宛の封金、金札計200両の預かり) 小沼平八 北信会社御中	(明治4) 辛未3月27日	縦紙・1通	787-5
「辛未七月 書出」	(明治4)	袋入・1袋	787-6
覚(御膳10人前、上酒等代金受取) 柳長 会所様	6月29日	横切紙・1通	787-6-1
覚(大平物、井物等代金1両1分書上) 湖月徳五郎 上衆中様		切紙・1通	787-6-2
覚(すの木、松板等代金書上) 小升や源五右衛門 上	12月17日	切継紙・1通	787-6-3
覚(桐ほか代金書上) 坂本屋定五郎 上	6月29日	切紙・1通	787-6-4
覚(みそこしほか代金2朱175文書上) 万や勳兵衛会社様	(明治4) 未6月晦日	横切継紙・1通	787-6-5
覚(味噌、雲龍、酢代金1両2朱200文書上) 綿屋酒店 商社会衆中様	(明治4) 未7月	切紙・1通	787-6-6
覚(麻糸代金3朱余書上) 桑吉 北信会社様	(明治4) 未7月朔日	切紙・1通	787-6-7
覚(油、苧、酒代金書上) 奈良や寅吉 会所御取次衆中様	(明治3) 午12月17日	折紙・1通	787-6-8
覚(上々土佐紙代金2分3朱45文受取) 指物屋弥兵衛会社様、御取次衆中様	(明治4) 未6月29日	切継紙・1通	787-6-9
覚(摺鉢、井等代金1両1分116文書上) 芝屋伊介 北信会社御掛中	6月29日	横切紙・1通	787-6-10
覚(氷豆等代金2分1朱余書上) かミ屋太七(力) 上	(明治3) 午極月18日	横切紙・1通	787-6-11
覚(鋌釘、五徳、十能等代金38匁2分260文書上) なへや友七 北信会社様	(明治4) 未6月29日	横切紙・1通	787-6-12
覚(蠟燭、半紙等代金3両3分2朱309文書上) 加賀屋佐助 北信商社御役人衆中様	(明治4) 未6月29日	横切継紙・1通	787-6-13
覚(酒肴、宿泊等代金9両2分508文書上) 富田屋治兵衛 上	7月	横切継紙・1通	787-6-14
覚(爛徳利、土瓶等代金973文書上) 大光や栄作 上	(明治4) 未7月	横切継紙・1通	787-6-15
覚(草紙代金8匁受取) 綿屋惣兵衛(信州中野東町) 上	(明治4) 未7月朔日	切紙・1通	787-6-16

覚(茶、茶道具代金1両2分724文書上) 江辺屋茶店 北信会社様	6月晦日	横切継紙・1通	787-6-17
覚(江戸半紙代金2両2朱456文受取) 塩屋七郎右衛門 上	3月晦日	切継紙・1通	787-6-18
覚(内ろりのりちん2朱書上、塗賃か) 左官清蔵 上	(明治3)	切紙・1通	787-6-19
覚(茄子、白瓜等代金2朱602文書上) 和泉屋元兵衛 上	6月29日	切紙・1通	787-6-20
覚(手紙、土佐紙、蚊帳等代金3両2朱448文書上) 富 田屋松太郎 北信会社様	7月朔日	横切紙・1通	787-6-21
覚(手紙等代金5分2朱500文書上) 青木屋儀兵衛 会 社様	極月	切継紙・1通	787-6-22
覚(漬物桶代金1貫150文代金書上) 桶工金蔵 上		切紙・1通	787-6-23
覚(手丸仕立、酒等代金1両1分2朱180文書上) 古久 ち精介 商社御会所		切紙・1通	787-6-24
覚(草鞋10足代金書上) 芝仁 上	(明治4)未6月29日	切紙・1通	787-6-25
おほへ(卵35個代金1分2朱300文書上) 八百金 商社 御役人衆中様	12月日	切継紙・1通	787-6-26
覚(焼酎、塩等代金45匁19貫880文書上) 袋屋店 北 信御会所様	(明治3)午12月	横切継紙・1通	787-6-27
覚(豆腐、関沢神戸内山夫代金1分2朱余書上) と うふ佐市 商会社御勝手衆中		切継紙・1通	787-6-28
覚(油煙墨、硯等代金1分1朱6匁3分書上) 菱屋店 会 社御衆中様	11月19日	横切紙・1通	787-6-29
覚(檜、炉縁代金書上) なこや庄助(中壘中町奈古屋) 御役所	12月19日	切紙・1通	787-6-30
覚(金1分1貫650文の受取) やふ金 江へ名主様		切紙・1通	787-6-31
覚(白寄糸ほか代金2朱656文書上) 山嶋や店 会社 御掛衆中様	(明治3)午極月18日	横切継紙・1通	787-6-32
覚(午年ノ高等書上) 塩屋七郎右衛門 上	6月29日	切紙・1通	787-6-33
諸品買入帳 北信会社	(明治4)辛未6月	横長半・1冊	787-7
会社入費払方書立 諸勘定帳	(明治4)辛未7月朔日	横長半・1冊	787-8
(書状、お願いしていた 印此者にお渡し願) 井上 坂本幸右衛門 江部二而山田庄左衛門様、机下	8月3日	切紙・1通	787-9
覚(金200両受取) 坂本幸右衛門、夫留次郎 山田庄左 衛門様 787-9に挟込	8月3日	切紙・1通	787-10
覚(商社差出金の内200両受取) 西江部村篠田市左衛 門 山田理兵衛様	明治4未年7月20日	切継紙・1通	787-11
(書状、病気により出勤できないため戸籍一件様子お 聞かせ願、金100両借用願、会社差出金について)	8月	縦紙・1通	787-12
(商社差出金元利勘定覚書力、ほかに漢詩「北信会社 別荘」) 一部切取		折紙・1通	787-13
「請取手形入」 北信会社		1袋	789
御通帳(墨ほか計金12両2分余書上) 菱屋儀平(印)	明治3年庚午正月吉日	横半半折・1冊	789-1

北信御會社御取次中 (受取書類畳込一括) 789-2-1~27は畳込一括			789-2
覚(会所家質、小使給分、人足賃ほか計46両3分3朱受取) 中野村精一郎(印) 北信御會社 一番外側	(明治3) 午7月13日	横切継紙・1通	789-2-1
覚(煙筆、草履ほか計3朱余書上) 高社屋民左衛門 商社御會所御出張衆中様	(明治3) 午7月	切継紙・1通	789-2-2
覚(かが金あふらさし、丸ほん計2分3朱余書上) 小みや源五右衛門(印) 上	(明治3) 午7月	切紙・1通	789-2-3
覚(油計10合代金2分2朱書上) ならや寅吉 北信商社會所御掛り様	(明治3) 午7月	切紙・1通	789-2-4
覚(味噌こしほか代金計1分余書上) 萬や勘兵衛 會所様	(明治3) 午7月12日	切継紙・1通	789-2-5
覚(細字書筆4本代金3匁書上) 升屋重左衛門 商社御掛衆中様 789-2-6~12は畳込一括、789-2-6と7はこより紐綴り一括	(明治3) 午7月	切紙・1通	789-2-6
覚(真画1対ほか代金計800文) 長嶺や平助 商社御役人衆中様	(明治3) 午7月	切継紙・1通	789-2-7
覚(焼判代金5匁書上) 松本屋徳兵衛 いかやニテ會所様	(明治3) 午7月14日	切継紙・1通	789-2-8
覚(洪紙代金1兩余受取) 小泉忠太郎 商社御會所	(明治3) 午7月	切紙・1通	789-2-9
覚(かみたちほか代金計1分余書上) 経師屋多作 商社會所様	7月14日	切紙・1通	789-2-10
覚(清水堂水筆代金2朱余受取) 中邨 山田様	7月14日	切紙・1通	789-2-11
覚(上々西之内代金7兩2分2朱余受取) 柳田屋忠兵衛(印、「善光寺大門町」) 上	(明治3) 午5月24日	切紙・1通	789-2-12
覚(紙代計43兩2分3朱余受取) 内山村名主磯右衛門(印) 上	(明治3) 午7月14日	切継紙・1通	789-2-13
覚(たらいほか代金2分1朱書上) 宇田屋藤五郎 上 789-2-14と15はこより紐綴り		切紙・1通	789-2-14
覚(水桶・手桶・丸桶代金1兩1分3朱書上) 宇田屋藤五郎 上		切紙・1通	789-2-15
覚(東京表にて買物代、硯箱ほか代金計3兩3朱余受取) 大古間宿扇屋清蔵(印) 中野會社御衆中	(明治3) 午5月9日	切紙・1通	789-2-16
覚(紙代金2兩2分3朱余受取) 関沢村組頭甚右衛門(印) 北信御會社 789-2-17と18はこより紐綴り	(明治3) 午7月13日	切継紙・1通	789-2-17
覚(紙代金2兩2分3朱余、10兩受取、差引7兩1分300文過金) 関沢村組頭甚右衛門(印) 北信御會社	(明治3) 午7月13日	切継紙・1通	789-2-18
覚(品物代金1兩2分受取) 駿河屋弥吉(印、「善光寺大門町」) 上様 289-2-19~25はこより紐綴り	6月22日	切紙・1通	789-2-19
覚(極上土州半紙・唐扇ほか代金2兩2分3朱余受取) 筆屋久右衛門 上	6月22日	切継紙・1通	789-2-20
覚(木地呂箸箱ほか代金2兩1分1朱受取) 能登屋與吉 上	6月22日	横切紙・1通	789-2-21
覚(包丁・五徳ほか代金3兩1分3朱受取) 鍋屋久左衛門 上	6月22日	横切継紙・1通	789-2-22

覚(水入ほか代金4両1朱余受取) 善光寺町藤屋嘉助 上	午6月22日	横切継紙・1通	789-2-23
覚(股引・脚絆代金計1両2朱余受取) 米屋寅兵衛 上 「理兵衛自分品」と注記あり	6月22日	切紙・1通	789-2-24
送り(釜・罎・五徳ほか差し送り) 鍋屋久左衛門(印、 「善光寺上後町鍋久」) 商社御會所	午6月25日	切継紙・1通	789-2-25
覚(炭8俵代金1両1朱余受取) 井賀屋孝兵衛(印、「信州 中野」) 會社御掛中 789-2-26と27は289-2-19の綴りに 挟込	午7月14日	切紙・1通	789-2-26
覚(黒漆塗・錠鍵付の品物代金2両受取) 籠屋権四郎 (印、「江戸御傳馬式」) 高橋様	午4月18日	切継紙・1通	789-2-27
「商社諸受取書物入」 こより・包紙とも、包紙は書状反 故を使用		1包	789-3
覚(印形・朱肉等代金受取) 畑川(印、「神田通新石町印 判師畑河」) 上	4月15日	横切紙・1通	789-3-1
覚(板木彫代金5両受取) 畑川(印、「神田通新石町印判 師畑河」) マルキ様	4月12日	切紙・1通	789-3-2
覚(美濃紙・板木彫代金28兩2朱受取) 畑川真治郎 (印、「神田通新石町印判師畑河」) 丸喜様	4月12日	横切紙・1通	789-3-3
覚(各種印鑑代金差引勘定) 印判師(印、「紀州御用江 戸橋四日市御印判師豊島久吾」) 伊那県御役所様	(明治3)午4月9日	豎紙・1通	789-3-4
覚(増田改二分判1650両、へ印3700両ほか預り書) 小松や義兵衛 丸喜竹蔵様	3月2日	切紙・1通	789-3-5
覚(客1人ほか宿泊等代金3分受取) ふしみや庄左衛門 門(印、「江戸馬喰町老丁目」) 上	4月26日	切継紙・1通	789-3-6
覚(代金11兩1分3朱受取) ふしみや庄左衛門(印、「江 戸馬喰町老丁目」) 高橋様	(明治3)午4月25日	切継紙・1通	789-3-7
覚(宿泊代(力)受取) 屋久左衛門(印、「神田」) 鍋孝 様 789-3-8と9は重ねて折畳	(明治3)午4月	切紙・1通	789-3-8
覚(9泊代金1兩2分3朱受取) ふしみや庄左衛門(印、 「江戸馬喰町老丁目」) 丸木様	4月25日	切紙・1通	789-3-9
覚(鉄錠前付品物代金2両受取) 高嶋屋佐兵衛(印、「江 戸室町」) 上	3月14日	切紙・1通	789-3-10
覚(極上白細代15兩2朱受取) 柏屋太郎兵衛 上	3月15日	切紙・1通	789-3-11
(差引書書損分綴、東京出店小松屋・小橋屋) 北信商 社		1綴	789-3-12
覚(見世土蔵など3ヶ年貸につき家賃金100兩受取証 文) 中野村彦兵衛(印)、同立会請人儀平(印) 北信會 社御掛中	明治3年午7月13日	豎紙・1通	789-4
覚(家修復、畳表替など代金115兩受取) 中野村井賀 屋孝兵衛(印) 北信會社御懸衆中	(明治3)午7月	豎切紙・1通	789-5
覚(清水極上250枚ほか代金差引3兩書上) 三崎屋孝 助(印) 上 789-6-1~15は巻込一括	5月24日	横切継紙・1通	789-6-1
覚(大奉書300枚代金5兩受取) 筆屋久右衛門(印、「和 漢諸流・善光寺上後町・御筆墨書」) 上	5月25日	横切紙・1通	789-6-2
覚(名古屋扇子ほか代金1兩1分余受取) 筆屋久右衛 門(印、「和漢諸流・善光寺上後町・御筆墨書」) 上	5月24日	横切継紙・1通	789-6-3

覚(舶来蟻(力)代金2両1朱余受取) 柳田屋忠兵衛(印、「善光寺大門町」) 上	5月24日	横切継紙・1通	789-6-4
覚(仲三なし地粉代金60匁受取) 越前屋権七(印、「善光寺上西町」) 上 789-6-6とこより紐綴り	午5月25日	横切紙・1通	789-6-5
覚(二寸肉入十代金3分、内164文濟) ふじや治助(印、「善光寺大門町」) 上	5月25日	横切継紙・1通	789-6-6
覚(清風代金3分受取) 喜多屋平左衛門(印、「善光寺大門町」) 上	5月24日	横切紙・1通	789-6-7
覚(二分金300両の正金猪幣引換料3両受取、松代伊勢町菊屋伝兵衛へ渡す) 井上村幸右衛門(印)	午3月21日	豎切紙・1通	789-6-8
午正月十四日発出本縣行本馬式疋駄賃払控(計3両3分3朱余受取) 七郎右衛門(印)	(明治3)午2月5日	横長半・1冊	789-6-9
覚(小筆筒代金8両受取) 中野村太吉(印) 北信會社御掛中	(明治3)午5月20日	横切紙・1通	789-6-10
覚(拝借金返納東京行人馬賃計14貫967文受取) へき田村彦兵衛	(明治3)午6月	折紙・1通	789-6-11
中之條行并善光寺買物附立帳 出役理兵衛、同九之丞	午6月20日~23日	横長半・1冊	789-6-12
覚(朱肉代金1両受取) 坪山村敬助(印) 江部村理兵衛様	6月29日	横切紙・1通	789-6-13
覚(御金箱4ツ代金1両受取) 大工久太郎 會所中様	午7月13日	横切紙・1通	789-6-14
本縣ヨリ東京迄御金太賃并才領賃割合帳(北信控)	明治3年年4月	横長半・1冊	789-6-15
覚(手形紙1貫920目代金7両2分3朱余受取) 神戸村組頭茂左衛門(印) 御會所	(明治3)午7月11日	豎紙・1通	789-7

その他

口上(持病悪しく書面にてお詫びのこと) 井[上村]坂本幸右衛門 中野山田庄左衛門様、外御一統中様、貴答	9月16日	横切継紙・1通	660
(書状、小見村傳兵衛・勘兵衛いまだ横浜より帰宅せず、代人指上につき取り計らい願) (從善光寺)出張先町田儀兵衛 中野町会社御中 紙背に中野・立ヶ花ほか金子書上あり	8月21日	横切継紙・1通	663
(文字試し書)		切紙・2通	666
(手紙受取書、仁儀御用につき) 菅役元(印) 中野町商社様	未7月22日	切紙・1通	667
(書状断簡) 後欠	辛未秋十五夜	切紙・1通	671
(反古紙等一括、人別永高書上ほか) 帯封共、672-1~5は紅白水引で一括			672-1
(廻状、商社一件東京表落着、相談のため出會願) 北信商社会議所 商社御中、中野武七様、同治兵衛様、同佐左衛門様、松川村万次郎様、同平六様、岩船村八兵衛様、西条村七郎右衛門様、同多吉様 包紙貼付	6月14日	横切継紙・1通	672-2
(断簡、下書、反古紙等一括) 疊込			672-3
(書状下書、中野町が災害から立ち直り平穩化する様子など) 「紅梅」と印刷した紙で一括		横切継紙・1通	672-4

(薬ウルユス用法書、裏に菊等絵入の袋、木屑か煙草のようなもの一括)			672-5
諸事録(東京往復経費計20両余) 信州中野局下喜兵衛	明治3年午7月	横半半折・1冊	673
(書状、年賀挨拶) 西信会所 北信会所御衆中様 包紙とも	正月日	折紙・1通	674

証券投資・銀行業

横浜生糸合名会社

(封筒一括、横浜生糸合名会社営業報告) 横濱市本町四丁目五拾八番地横浜生糸合名会社 東京市日本橋区濱町三丁目一番地山田荘左衛門殿		封筒・1点	496
(書簡、第12回通常総会議決のこと通知、営業報告送付のこと) 横浜生糸合名会社業務執行社員伊藤富治郎 山田荘左衛門殿	明治38年7月26日	状・1通	496-1
横浜生糸合名会社第拾式回営業報告 横浜生糸合名会社業務執行社員伊藤富治郎 山田荘左衛門殿	明治38年7月	冊子・1冊	496-2
(米国綿花試験的輸入について報告) 横浜生糸合名会社業務執行社員伊藤富治郎 山田荘左衛門殿 496-2に挟込	明治38年7月25日	ピン留一括・1点	496-3

第六十三国立銀行

(当銀行頭取更迭報告書) 松代第六十三国立銀行頭取山田荘左衛門(印、「松代第六拾三国立銀行之印」) 大蔵大臣伯爵松方正義殿	明治23年5月	罫罫紙・1通	580
(頭取選挙用紙、日野中治右衛門代り長野県平民山田荘左衛門) 580に挟込	明治23年5月	罫切紙・2通	580-1

信濃銀行

各店見積欠損調(本店・東京・松本・大町・上諏訪・伊那・千歳・平野・屋代) 洋紙ペン書き	明治38年12月末日現在	ノート断簡・1枚	1074
---	--------------	----------	------

信濃貯金銀行

明治十五年下半季第三回半季實際考課状 信濃貯金銀行	明治15年	綴り・1点(23頁)	681
---------------------------	-------	------------	-----

信濃電気株式会社

(書状、第13回株主総会開催の通知、貸借対照表・損益勘定表・利益分配案とも) 上高井郡須坂町信濃電気株式会社取締役社長小野木源次郎 下高井郡平野村山田庄左衛門殿 封筒とも	明治42年4月14日	罫紙・2通	705-24
第拾五期事業報告書 信濃電気株式会社	明治42年10月～43年3月	冊子・1冊	987

江部製糸場

記(真綿340匁代金6円18銭受取) 廣田商店(印、「上高井郡須坂町」) 江部製糸場御中 郵便物受領証(平野村山田亀吉 千葉県木更津本町山田丑太郎)を貼付	3月6日	竪切罫紙・1通	647
---	------	---------	-----

鉦山

明治四拾年産額(全国金銀算出高書上)	(明治40年)	竪罫紙・1通	579
--------------------	---------	--------	-----

堤防組合惣代

年代 内容年代 宝暦9（1759）年～明治8（1875）年

成立年代 安政5（1858）年～明治8（1875）年

数量 312点

歴史

山田家の所持地が展開する延徳耕地は洪水常襲地帯であった。その地形的理由としては、第一に南北に流れる千曲川が立ヶ花と蟹沢を結ぶラインより北側で急に狭くなっていること、第二にこのあたりで千曲川に流れ込む支流が多く（主なもので浅川、鳥居川、松川、篠井川がある）増水がはげしいこと、の2点があげられる。また、延徳耕地の場合、その中央を流れる篠井川が千曲川の増水時に逆流して周辺一帯を冠水させることも常であった。

このような条件に対して、村々は当初1村ごとに小規模な治水工事を施すにとどまっており、延徳耕地全体の治水対策を検討するような大規模な連合は見られなかった。しかし、弘化4（1847）年の善光寺地震とそれに続いて発生した大洪水により、堤防が決壊し川床も上昇したため以後一層激しい洪水の被害にさらされることとなったため、「延徳耕地組合」を結成して地域全体で治水に取り組む体制が整備された（結成の正式な年月は不明）。同組合村の名主・年寄は会議を行って、安源寺村名主慎平、桜沢村名主太兵衛、西江部村名主兼郡中取締役篠田市左衛門、東江部村年寄兼郡中取締役山田庄左衛門を惣代として選出した（史料には、明治期まで土堤組合惣代、堤惣代などの表現が見られるが、ここでは「堤防組合惣代」に統一した）。この惣代たちは、幕領・私領にまたがる21か村の組合村をまとめて工事の出願準備を進めると同時に、千曲川の対岸村々の説得、訴訟にも尽力した。惣代4人のうち篠田と山田は延徳耕地に主な所持地を有する大地主であり、自らの地主経営安定という関心からこの活動を積極的に担ったものと考えられる。

治水工事の方法としては、2案が立案され、第1案が押切村から立ヶ花村まで大堤防を構築して延徳耕地への水流入を防ぐというもの、第2案が下流の上今井地籍で千曲川が大きく曲流している部分をまっすぐにして水行をよくするというもの、である。慶応期には第1案にもとづいて活動が進められたが、これに対しては対岸の水内郡村々（赤沼、津野などの長沼組合村々）の反対が強く、諸領地にまたがる広域的な問題でもあったため江戸での訴訟に及んでいる。結果的にはこの時築かれた堤防も間もなく洪水により決壊してしまったため第1案は行き詰まり、慶応4（1868）年以降は第2案の瀬直し工事の実現をめざした活動が安源寺村年寄（丸山）要左衛門らを中心に進められた。この工事計画は明治3（1870）年民部省土木司によって「御普請工事」として認可されるところとなったが（国庫負担6割）、工事現場に当たる上今井村が耕地の漬地化・用水系の分断などを理由に反対したため係争に及んだ。しかし、同村に対する補償交渉が成立し明治3年10月に着工、その後第2期「増堀り」工事を経て、同4年6月には全工事を完了している。この工事を支えた主体は、延徳耕地組合に加えて、かつて慶応期にはこれと敵対していた対岸の長沼組合も参加し、67か村の連合であった。

構造と内容

このサブフォンドは山田庄左衛門が堤防組合惣代を勤めた際に作成・授受した文書によって構成されるが、山田家文書の中には堤防組合惣代に就任する以前の堤防関係文書も見られるため、それらも堤防組合惣代を勤めた際に用いられたものと見なして「慶応以前」というシリーズに編成した。そして慶応期の千曲川右岸における堤防工事関係の史料を「慶応期堤防工事」、その後方針を転換して千曲川直流通工を行った明治期の史料を「千曲川瀬直し」というシリーズに編成した。

(1) 慶応以前

万延元(1860)年から文久元(1861)年にかけての「水防一件諸書付」1袋が中心である。

(2) 慶応期堤防工事

ここではサブ・シリーズとして「組合村々水難高取調」、「村々評議」、「江戸訴訟」、「人足・諸入用」、「絵図」を設定した。

は普請費用・一件諸入用(訴訟費など)の負担基準とするため延徳耕地土堤組合村々の村別水難高を調査した関係の史料が中心である。は堤防敷地を提供する立ヶ花・羽場村などと組合村との間に結ばれた補償に関する約定に関する史料などが中心である。は、堤防工事開始後に対岸の水内郡村々から訴えられ、慶応2年10月まで争われた江戸での訴訟に関する史料である。特に江戸と地元でやりとりした多数の書状が一括包みなどの形で残されており(709・729など)、訴訟を有利に進めるためにどのような書類・絵図が必要とされ、またどのような人間関係に働きかけようとしたのかなど裏面についても知りうる情報源となっている。は現地見分に訪れた役人の賄料(宿泊・酒肴代から賄賂まで)や、堤防普請入用に関する史料である。

(3) 千曲川瀬直し

ここではサブ・シリーズとして「出願・相論」、「会計所御用」、「人足・諸入用」を設定した。は民部省土木司への請願・認可にいたるまでの関係書類や、新川敷となり耕地を失うことになった今井村との間で行われた訴訟の関係書類などである。前者については松代藩の関与もうかがえる。

は栗林村(もしくは安源寺村)に設置された会計所関係の史料である。この会計所に水内郡・高井郡の双方から惣代が詰めて工事事務にあたったようである。は実際の工事に要した人足・諸入用関係の書類である。なお、明治6(1873)年以降、山田家・篠田家が立て替えていた普請入用の返済をめぐる無利息年賦返済を要求する六川村と組合村々の間で生じた相論の関係史料(1036-10など)と、漬地の補償をめぐる今井村と相論になり漬地買請のために県に借金を求めた際の関係史料(明治13(1880)年頃まで争っている、1036-14など)なども含まれている。

関連史料

目録(その1)を参照。

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

堤防組合惣代

慶応以前

「万延元申年より水防一件諸書[付力]」 江戸本八町堀五丁目小池小兵衛の琥珀湯の袋を使用		1袋	901
(書状、今日寄合欠席容赦願) 清水村名主	10月6日	横切紙・1通	901-1
(高井郡組合惣代の山王島村・小布施村宛一札写、今井村新川筋堀割の件で入用など一切負担をかけず)	万延元庚申年11月	横切継紙・1通	901-2
(書状、水防一件で小布施へ村々参会につき取り計らい願) 山田庄左衛門、平左衛門 寺嶋善兵衛様	9月7日	切紙・1通	901-3
(廻章、規定連印につき郷宿芝屋仁兵衛へ出張願) 山田庄左衛門、市左衛門 新保村、ほか9か村、右御村々名主衆中 包紙とも	申10月10日	横切継紙・1通	901-4
(廻章、水難防方規定評決のため郷宿芝屋へ出張願) 東江部村山田庄左衛門、西江部村市左衛門 新保村、ほか7か村、右村々御名主衆中 包紙とも	申10月3日	横切継紙・1通	901-5
(廻章、水防一件延引のところ水内郡赤沼村組合と談判行き届きにつき、会談のため小布施村柏屋へ出張願) 山田庄左衛門、市左衛門 片塩村、ほか8か村、右御村々御名主衆中 包紙とも	文久元酉9月7日	横切継紙・1通	901-6
(書状、二納金勘定差し支え延引の詫び、ほか) 寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様 包紙とも	11月19日	横切継紙・1通	901-7
(書状、山王島より承知の知らせ、村々会合の通知方などにつき) (六川)寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様 封筒とも	11月23日	横切継紙・1通	901-8
(書状、旧臘赤沼へ打ち合わせの件申し入れたがいまだ返事なし、両郡打ち合わせにつき明日にも再申し入れ) (六川)寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様 包紙とも	正月29日	横切紙・1通	901-9
(書状、今井堀川一条関係書類を中之条へ引き渡しにつき) 名右衛門 江部村山田庄左衛門様、篠崎(マ、)市左衛門様	11月26日	横切継紙・1通	901-10
(廻章写、水難防方規定評決のため郷宿芝屋へ出張願) 東江部村山田庄左衛門印、西江部村市左衛門印 前之村を此所江書、右村々御名主衆中	申10月3日	横切継紙・1通	901-11
頼一札之事(堤防目論見ほか諸入用立替願、堤防できなくても迷惑かけず) 901-11に挟込		横切継紙・1通	901-11-1
砂川堤奉願上候絵図面之写	宝暦9卯年	750×1500・1鋪	941

慶応期堤防工事

組合村々水難高取調

(廻章、水防の件で中野郷宿へ参会願、下書) 篠田市左衛門、山田庄左衛門 片塩村、ほか16村	丑10月21日	横切紙・1通	588
---	---------	--------	-----

(廻章、村高・当夏水入地高を確認の上中野郷宿へ参会願、下書)	11月12日	切紙・1通	589
(石高差引勘定書付)		切紙・1枚	590
(廻章、押切村土堤一条相談につき中野菱屋へ参会願) 安左衛門、理兵衛、篠田市左衛門、山田庄左衛門 西江部村、東江部村、新保村、篠井村、小沼村南組、北大熊村、南大熊村、桜沢村、矢嶋村、清水村、六川村、羽場村、押切村、北岡村、山王嶋村、草間村、立ヶ花村、安源寺村、片塩村、右村々御名主衆中 包紙とも	8月3日	横切継紙・1通	738
覚(六川村惣高1046石余の内、本田・新田・畑方計801石余水入高) 六川村三役人 908-4-1~7は畳込一括	慶応元丑年11月	縦紙・1通	908-4-1
(新堤築立につき堤敷強いて無心承知御礼、大堤・砂川堤など目論見なきのこと、川欠などは普請人足差出のことなど17ヶ村規定書)		縦紙・1通	908-4-2
(高341石余、小沼村前高140石皆無)		縦切紙・1通	908-4-3
(高488石余、内418石入水)		切紙・1通	908-4-4
覚(片塩村高533石余、内60石余満水・23石余稗作分)	慶応元丑年	切紙・1通	908-4-5
(本田方97石余、新田方116石余、外82石余内30石入水)		折紙・1通	908-4-6
(惣高496石、50石余水入無し)		切紙・1通	908-4-7
(初70俵・駄賃代金計67両2分余、内御下ヶ金引13両2分2朱余書上) 東江部村山田庄左衛門		切紙・1通	908-5

村々評議

「願書、議定書、其外四本入」 西江部村五左衛門(印)		1包(3通)	865
差出申一札之事(堤敷提供への水難村々による補償、代地か地代渡し、江戸出訴雑費・普請人足等不賦課、など) 片塩村、ほか19か村、右村々惣代東江部村年寄山田庄左衛門、西江部村名主篠田市左衛門、安源寺村同新田村年寄要左衛門 立ヶ花村御役人中		縦継紙・1通	865-1
差出申一札之事(堤敷提供への水難村々による補償について) 片塩村名主平右衛門、ほか15か村15名、東江部村年寄山田庄左衛門、西江部村名主篠田市左衛門 羽場村御役人衆中	慶応元乙丑年11月	縦継紙・1通	865-2
覚(当午御物成御払初500俵拝借) 高井郡東江部村拝借人山田庄左衛門、飯山町請人出野伊右衛門 中条次左衛門様 拝借人・請人の印抹消	安政5午年10月	縦紙・1通	865-3
議定書之事(本紙、押切・立ヶ花間の土堤普請につき水難村々議定、組合村々水冠高覚) 片塩村名主平右衛門、ほか18か村57名 組で一括、紐付き札表書「[]之書」、端裏書「慶応元丑年十一月土堤組合村々議定書本紙」	慶応元乙丑年11月	縦継紙・1通	876-1
議定書之事(控、押切・立ヶ花間の土堤普請につき水難村々議定、組合村々水冠高覚)		縦継紙・1通	876-2
覚(立ヶ花村地内堤敷地・土取場惣坪2080坪の片塩村ほか18か村割当書) 902~904は畳込一括		折紙・1通	902
覚(押切村地内堤敷地・土取場の片塩村ほか18か村割当書上)		折紙・1通	903
(片塩村ほか24か村高計1万1425石余書上)		折紙・1通	904

差出申一札之事(堤継足しにつき土堤敷ほか永久貸渡し礼、耕地川欠損地などの節は組合村々一同人足差出普請のことなど) 押切名当 908-1~5は畳込一括		縦継紙・1通	908-1
(一札写、堤敷永久貸渡し礼、地代ほか小作同様に勘定渡すべきこと) 羽場 908-3~5を包む		切継紙・1通	908-2
差出申一札之事(堤敷無心の礼、代地あるいは地代取計いのこと、川欠などの節水難村々にて普請、下書)		縦継紙・1通	908-3
御預所桜沢村・山王嶋村・小沼村差出候答書(土堤修復吟味につき桜沢・小沼村、山王嶋村の答書) 松代御預所御役所	慶応元丑年11月	美・1冊	930
(廻章、規定連印のため村方三役印形を持参し中野郷宿芝屋へ出張願) 山田庄左衛門、市左衛門 片塩村、ほか7か村、右村々御名主衆中 包紙とも	申10月10日	横切紙・1通	935-8
(廻章、水防一件相談のため組合惣代に中野芝屋へ集会願) 山田庄左衛門、市左衛門 新保村、北大熊村、桜沢村、右村々御名主衆中 包紙とも	9月12日	横切継紙・1通	935-9
(廻章、村高と水入高を調べて中野芝屋へ村役人集会願) 篠田市左衛門、山田庄左衛門 片塩村、16か村、右村々御役人衆中 包紙とも、篠井村名下に下紙あり	11月12日	横切継紙・1通	935-10
(廻章、江戸惣代頼書作成のため拙宅へ村役人印形持参願) 山田庄左衛門 西江部村、ほか17か村、右村々御役人衆中 包紙とも	2月25日	横切継紙・1通	935-11

江戸訴訟

(土堤一件出訴につき江戸よりの書状一括) 江戸橋本町山田理兵衛、丸山要左衛門、篠田市左衛門 信州東江部村山田庄左衛門様 709-1~4包入		包紙・1包	709-1
(書状、水内郡との堤防相論につき奉行所で砂川堤の整備に切り替えるよう指示されるが押切・山王嶋・小布施の反対にあい難航の旨) 理兵衛、要左衛門、市左衛門 山田庄左衛門様 端裏書「内書御直見」	3月22日	横切継紙・1通	709-1-1
(書状、押切村の2名が小前をそそのかして平之丞引戻を画策につき対策願) 三人 山田様 小書付1通とも(大事の前の小事穩便取計願)	3月22日	横切紙・1通	709-1-2
(書状、砂川堤へ切替の奉行所指示の件、先代官高木が満水対策を約し入金50両を受け取った旨、諸方への土産物が必要な旨) 要左衛門、理兵衛、市左衛門 山田庄左衛門様、同健造様、外村	3月22日	横切継紙・1通	709-1-3
口上(江戸表一件訴状模様替下案・手紙2通の送書、寄品惣代頼之書付借用願) 押切村平之丞 東江部村山田庄左衛門様、用書	3月28日	横切継紙・1通	709-1-4
(書状、土堤訴訟の状況、吉原地面売渡一件、兵賦一条、献納金上納期限、健蔵依頼の刀探索、など) (江戸北番場町)理兵衛 御兄上様、健蔵様、賈下 包紙とも	3月22日	横切継紙・1通	709-2
(書状、土堤一件証拠書類なく詫び、新開場見分のため普請役ら来村時に内密で貴家訪問の旨内達) (小布施村、)幸左衛門 (御年番役)山田庄左衛門様、(御取締役)篠田市左衛門様 包紙とも	5月10日	横切継紙・1通	709-3
(書状、新開場糺中の普請役に土堤一件で心違いのことを言わぬ旨) 押切村平之丞 東江部村山田庄左衛門様、西江部村篠田市左衛門様 709-3包紙に挟込	5月9日	横切紙・1通	709-3-1

(内郷堤修復をめぐり水内郡と相論につき中野役所宛添翰願、下書)		横切紙・1通	709-4
(忠左衛門・次三郎帰国につきその村々分も惣代引受願) 松代預り桜沢村・小沼村・山王嶋村、同領分南大熊村・小沼村、右五ヶ村惣代山王嶋村組頭忠左衛門、六川領分六川村・羽場村・清水村・北大熊村・草間村、右五ヶ村惣代草間村組頭次三郎 篠田市左衛門殿、理兵衛殿、要左衛門殿、平之丞殿 709-4に挟込、小書付1通疊込(井上信濃守様ほか1名名前書)	慶応2寅年3月	横切紙・1通	709-4-1
(書状、評定所で場所熟談と仰せ渡され御影役所綿貫ほかと場所見分立合の打ち合わせ、相手方の工作に注意すべき旨、ほか) 山田庄左衛門(包紙表書では丸山要左衛門也) (江府深川二而) 篠田市左衛門様、山田理兵衛様、各机下 包紙とも	4月10日	横切継紙・1通	709-5
(書状、江戸貸付金をめぐり御貸付所で一統証文点検、関氏災難、下酒屋より頼まれものの件、土手一件の現況、ほか) (北本所番場町山田) 理兵衛 御兄上様、健蔵様、貴下 包紙とも	3月末日	横切継紙・1通	709-6
(書状、土堤一件、国元より余程面白き書類届き大慶、牛込神楽坂で内話、当節 印賄賂必要、金仕送り願、ほか) (江戸橋本町津久井屋より) 理兵衛、要左衛門、市左衛門 山田庄左衛門様、組合村々御名主中様 包紙とも、709-6に同封	3月29日	横切継紙・1通	709-6-1
(書状、土堤一件で急ぎ出府し勘定奉行所へ願書提出、兵賦金納は困難の由、ほか) (橋本町四丁目津久井屋二而) 要左衛門、理兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様、清水藤兵衛様、松葉屋常松様、丸山慎平様、外組合村々御役人中様 包紙とも	2月21日	横切継紙・1通	709-7
(書状、松印一件落着、此度一件手代方余程骨折の由) 理兵衛 御兄上様、五郎太夫様、健蔵様	2月20日夜	横切紙・1通(2枚)	709-8
(書状、無事江戸着、理兵衛ら江戸詰惣代と合流、小子は奉行所出願に加わらず、今後の訴訟の見込み、ほか) (江戸) 篠田市左衛門 山田庄左衛門様 包紙とも	3月7日	横切継紙・1通	709-9
(書状、証拠ものの到着につき出願のため郷宿に相談、古絵図の他普請修復入用帳も差送願、必要証拠書類の所在、評定所留役と懇意の者に交渉、ほか) (江戸橋本町津久井屋より土堤惣代) 市右衛門、理兵衛、要左衛門、平之丞 山田庄左衛門様、山田健蔵様 包紙とも、709-10-1~3を同封	3月9日認	横切継紙・1通	709-10
(新保村の飛脚賃立替、六川寺島氏に絵図返却などにつき書付)		切紙・1通	709-10-1
(組合村々で人足遣払帳等の土堤修復に関する証拠書類の村ごと書上)		横切紙・1通	709-10-2
(書状、病気様子伺い、貸付一件で京都出役がはっきりせず不都合なので証文を持って当分引込の覚悟) 理兵衛 御兄上様、五郎太夫様、健蔵様、貴下	3月9日	横切継紙・1通	709-10-3
(書状、証拠書類の催促、元中野手代で小石川家来の浅草三筋町矢部権軒を通じて根回し) (從江戸橋本町津久井屋) 市左衛門、理兵衛、要左衛門 山田庄左衛門様 包紙とも	3月7日	横切継紙・1通	709-11
(書状、奉行所御糺の経過、押切村61年前大々切工事の仕様帳必要、松代、六川役人中への根回し、山王嶋・草間村のほか惣代願書至急送付願、ほか) 平之丞、理兵衛、要左衛門、篠田市左衛門 山田庄左衛門様、外組合御村々御役人衆中様、各貴下 包紙とも、709-12-1~5を同封	3月3日燈下認め	横切継紙・1通	709-12

追啓(紬小紋・羽織送付願) 理兵衛 山田様	33月4日朝	切紙・1通	709-12-1
(御勘定家来ほか4名名前書)		小切紙・1通	709-12-2
(書状、御貸付方松印一件寺内退去、刀身一本お届、土堤一件入用、牟礼火事見舞) 理兵衛拜 御兄上様、五郎太夫様、健蔵様、各責下	3月3日燈下	横切継紙・1通	709-12-3
(書状、19日訴状提出後呼び出しなし、市左衛門の押切古絵図持参出府を待上、歩兵は確かな人物を差し出すべき旨) 津久井屋二而丸山要左衛門、山田理兵衛 山田庄左衛門様、責下 2月23日出、3月6日着、羽場村久治帰国便	2月23日	横切継紙・1通	709-12-4
(書状、押切村古絵面に朱引迷惑の旨と惣右衛門申すにつき挨拶願) 津久井屋二而平之丞 山田庄左衛門様 封筒とも	3月2日	横切紙・1通	709-12-5
(廻章、土堤一条相談のため六川村藤屋へ集会願) (土堤惣代)要左衛門、理兵衛、寺嶋善兵衛、篠田市左衛門、山田庄左衛門 西江部村、東江部村、片塩村、安源寺村、立ヶ花村、草間村、羽場村、押切村、北岡村、山王嶋村、矢嶋村、清水村、六川村、桜沢村、南大熊村、北大熊村、小沼村南組、篠井村、新保村、右村々御名主衆中 包紙とも	8月17日	横切継紙・1通	712
(江戸関係書状一括) こよりで一括			729
(書状、去る権家より示唆があり、水損村々の確かな人物出府願) 大石貫 西川国平、座下	3月13日	横切継紙・1通	729-1
(書状、水損場一件其向へお伺いの礼、対岸村々と江戸訴訟につき斡旋願) 信中野西川東玄 (聖堂内中村敬助様にて)大石新蔵様 包紙とも	4月7日	横切継紙・1通	729-2
(書状、先日内話の一条御陣内より内意あり、いまだ御公役様方名前不承の旨) (六川寺島)善兵衛 御両公様(山田庄左衛門様、篠田市左衛門様) 封筒とも	3月29日	横切継紙・1通	729-3
(書状、赤玄殿への示談不首尾につき再度申入の上要相談) 寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様、御報	5月12日	横切継紙・1通	729-4
(書状、松代・中之条役所等へ出張留守中につきよろしく執り成し願) 郷左衛門倅弥兵衛(赤沼村成田郷左衛門) 寺島善兵衛様、尊下 封筒とも	2月21日	横切継紙・1通	729-5
(書状、先日内談の件篠田へもご相談願) 寺島善兵衛 山田庄左衛門様 封筒、括り紐とも	2月5日	横切継紙・1通	729-6
(書状、丹波島出張御公役名前判明、大門町江戸屋へ至急出向願) (問御所村出張、寺島)善兵衛 御両公様(山田庄左衛門様、篠田市左衛門様) 包紙とも、御名前写しを貼継	3月29日	横切継紙・1通	729-7
(書状、丹波島逗留公役の様子承りにつき、篠田らの出向内話願) 善兵衛 御両公様 封筒とも、「急用入」	3月29日	横切紙・1通	729-8
(書状、今井堤一条相談の雑用金支払願) 寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様 包紙とも、729-9-1を同封	4月18日	横切継紙・1通	729-9
(吸物・茶代等諸賄額書上) 寺島善兵衛	(文久2力)戌4月18日	横折紙仮綴・1通	729-9-1
(書状、惣代側の説明に小前不満、当村・小布施御普請所の差し支え回避願) (山王嶋村)名主作右衛門 御惣代衆中様(江戸山崎丁四丁目机屋二而) 包紙とも	(慶応2)寅4月9日	横切継紙・1通	729-10

(書状、仮定杭一条をめぐる村内不和の経緯) (押切村) 平之丞 御惣代篠田市左衛門、同山田理右衛門様、同丸山要左衛門様(江戸津久井屋二而) 包紙とも	4月2日	横切継紙・1通	729-11
(廻章、土堤一件御返翰につき至急参集願) 要左衛門、篠田市左衛門、山田庄左衛門 山王嶋村御名主作右衛門様、六川村御名主寺嶋善六郎様 封筒とも	2月13日	横切継紙・1通	729-12
(書状、今般満水で新堤切所多数につき当惑、明日場所内見願) (押切村名主)与惣右衛門 山庄公様、篠市公様、丸山公様、尊下 包紙とも	5月16日	横切継紙・1通	729-13
(書状、御普請所内一ヶ所危険になり羽場・北岡・押切の水防人足出勤の知らせ) 与惣右衛門 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様、丸山要左衛門様、尊下 包紙とも	5月15日	横切継紙・1通	729-14
(大口道淳様ほか武家名前書上)		切紙・1通	729-15
(書状、ご依頼の堤古絵図・割付写等を見つけた旨) (小布施塩屋) 太三郎 山田庄左衛門様、健蔵様 包紙とも	5月20日	横切継紙・1通	729-16
(書状、訴状模様替につき要路へ働きかけ願、山王嶋村名主の心配、水内郡側村々の勝手な土手修復、水内郡江戸願書入手につき与送付、急場必要金の工面、庄左衛門病気につき篠田へ在府継続願) 山田庄左衛門 篠田市左衛門様、丸山要左衛門様、山田理兵衛様、各机下 包紙とも、729-17-1・2を同封	4月9日認	横切継紙・1通	729-17
(書状、山王嶋村堤証拠書物探索の経緯報告) 押切村平之丞 東江部村山田庄左衛門様、同賢蔵様 封筒とも	4月1日	横切継紙・1通	729-17-1
(書状、当方には土手一条先年の書類なし、贈物の礼) 太三郎 山田健蔵様 包紙とも	4月8日	横切継紙・1通	729-17-2
(書状、源八より預かりの脇差受取、押切仲右衛門へ100両為替承知、御申越の金200両・帷子送付、土井内氏御尋願) 小川五郎太夫、山田庄左衛門 (江戸本所番場町) 山田理兵衛様、机下 包紙とも、729-18-1を同封	4月14日	横切継紙・1通	729-18
(書状、要左衛門帰国し上首尾報告につき安心、綿貫様一条で取斗願、場所見分開始につき篠田帰国願、要左衛門・健蔵が六川・松代・中之条へ罷越、送金・為替金の件承知) 山田庄左衛門 篠田市左衛門、山田理兵衛様、机下 包紙とも	4月14日認	横切継紙・1通	729-18-1
(書状、土堤一件で御下知前に立入人を立てるに際し誰がよいか差図願) (押切村)与惣右衛門、市之丞 山庄左衛門様、篠市左衛門様、山田理兵衛様、丸山要左衛門様、尊下 封筒とも	7月5日	横切継紙・1通	754
(惣代様方出張願の書付、立入人は1人でもよい旨) 与惣右衛門 山田様 754に同封	7月5日	横切継紙・1通	754-1
(押切村地内新規堤築立停止命令につき反論書付2通写)		美・1冊	875
預り一札之事(板倉甲斐守様御裏印付古絵図面1枚) 東江部村山田庄左衛門 押切村名主与惣右衛門殿 墨消	慶応2寅年2月29日	豎紙・1通	877
乍恐以書付御訴訟奉申上候(水難21か村惣代より水内郡村々を相手取り、堤修復故障致さざるよう訴訟) 松本直一郎御代官所信濃国高井郡押切村ほか10か村、右拾壹ヶ村惣代東江部村年寄山田庄左衛門煩二付代兼同村名主理兵衛ほか3名、真田信濃守御預り所山王嶋村ほか2か村、同領分南大熊村・小沼村、右五ヶ村惣代山王嶋村	慶応2寅年2月	豎継紙・1通	891

名主作右衛門、堀右京亮領分六川村ほか4か村、右五ヶ村惣代草間村名主忠七 御勘定御奉行所様 端裏書「慶応二年二月江戸出訴之節、国より認め持参致候得共、書改二相成不用之分」			
乍恐以書付奉申上候(水難21か村惣代江戸より帰村届) 高井郡新保村名主彦市、安源寺村年寄要左衛門 松本直一郎様中野御役所 端裏書「寅十一月十七日 江戸惣代帰村御届書之写」	慶応2寅年11月17日	豎継紙・1通	898
預り一札之事(御普請関係帳簿9冊) 東江部村預り人山田庄左衛門 山王嶋村名主作右衛門 端裏書「預り書相済候分」、全面・庄左衛門印に墨消	慶応2寅年5月3日	豎継紙・1通	899
頼一札之事(押切村ほか20か村組合円徳耕地内郷水除堤修復につき江戸奉行所出願の惣代頼み証文) 片塩村名主平右衛門(印)、組頭六右衛門(印)、百姓代重兵衛(印)ほか19村53名 東江部村年寄山田庄左衛門殿代兼名主理兵衛殿、西江部村名主篠田市左衛門殿、安源寺村年寄要左衛門殿、押切村組頭平之丞殿、草間村名主忠七殿、山王嶋村組頭惣左衛門殿 包紙上書「惣代頼書 村々三役人連印之分」	慶応2寅年2月	豎継紙・1通	905
預り一札之事(万延元年水内郡と取替内済証文控・絵図の預り、江戸の土堤惣代へ送り着後返却すべし) 東江部村山田庄左衛門(印) 押切村名主与惣右衛門殿 全体・庄左衛門印墨消	慶応2寅年3月18日	豎紙・1通	906
(高井郡19か村引堤へ水内郡20ヶ村故障申立て、古来御尋につき元和元年以降由緒返答書) 山王嶋村治郎右衛門 御掛り御役人衆中様 端裏書「山王嶋次郎右衛門殿より参り候書面」	慶応元年5月日	豎継紙・1通	907
(書状、赤沼村・浅野村の心得違の申出への対応方につき) 与惣右衛門、市之丞 山庄左衛門様、篠市左衛門様、山田理兵衛様、丸山要左衛門様 封筒とも	7月25日	横切継紙・1通	935-3
覚(茶ほか休憩時の入用書上) 羽場村 御惣代衆中様 935-3に同封	寅7月	横切継紙・1通	935-3-1
(廻章、江戸惣代帰村につき相談のため中野芝屋へ集会願) 山田庄左衛門 西江部村、ほか17か村、右村々御役人衆中 包紙とも	4月20日	横切継紙・1通	935-6
廻章(評定所での内済仰付と惣代帰国につき通達) 935-11に同封		切紙・1通	935-11-1
立ヶ花村往還大橋御掛替奉願材木注文之御事(写) 立ヶ花村名主角兵衛、ほか2名 飯山御領分青山大膳様御役人氏井小助様	正徳5年未正月13日	折紙・1通	935-12
(廻状、土堤一件江戸出府は10月中旬に延期) 要左衛門、理兵衛、篠田市左衛門 片塩村、ほか20か村、右御村々御名主衆中 封筒とも	9月21日	横切継紙・1通	935-14
差上申御請書之事(10月中旬に訴答申し合わせ一同出府) 本多相模守領分信州水内郡赤沼村外拾八ヶ村惣代宿石村組頭林左衛門 御奉行様 935-14に同封	寅9月2日	豎紙・1通	935-14-1

人足・諸入用

(書状、猛暑の中惣代出張の礼、寿々木への支払金お渡し願、見舞昆布送付、など) 寺島善兵衛 丸山要左衛門様、山田熊太郎様	7月21日	豎紙・1通	476
覚(溜吉御賄、高井・水内割合の費用書上) すゝき 寺島様、御組合中様 476に挟込	午2月	横切紙・1通	476-1

(村別人足書上)		綴り・1綴り	485
(上口・深サ・平均・床間数書上、初番より22番まで) 611と関連力		折紙・1通	599
(順番・干支・間数書上) 599と関連力		帳崩れ・2枚	611
「土堤一件入用払方請取書入」 袋に借金証文(500両)の 反古紙使用		1袋	874
おぼへ(紬・駄賃計5両2朱余受取) にしまや彦左衛門 (印) 江部村市左衛門様	2月11日	切紙・1通	874-1
覚(白紬代金5両余受取) にしまや彦左衛門(印、中野 東町・西彦) 東江部山田昌(ママ)左衛門様	2月19日	切紙・1通	874-2
おぼへ(上田まで駕籠人足6人、計金5両1分請求) 諏 訪町代八 当所綿屋様	5月22日	切紙・1通	874-3
覚(普請代金20両受取) 押切村又七(印) 東江部村山 田庄左衛門様	6月16日	切紙・1通	874-4
覚(雑用帳ほか分、酒・肴・人足代ほか計2両2朱余受 取) まつたや与吉 六川御出役様	寅6月22日	横切継紙・1通	874-5
覚(中村様先触人足、見分時駕籠・弁当持人足代計2貫 300文受取) 御宿袋屋清左衛門 大熊村・小沼村御役 人中様		切継紙・1通	874-6
おぼへ(生鯛・生あら代金計1両1分余受取) 中野和 泉屋元兵衛(印) 両郡御惣代衆中様	寅6月23日	切継紙・1通	874-7
(13名人名・金額書上)		切紙・1通	874-8
預金証文之事(自普請入用金の内23両受取) 与惣右 衛門(印) 山田庄左衛門殿	慶応2年寅7月	豎紙・1通	874-9
覚(大極上類なし内山紙2帖代金600文書上) 加賀屋 佐助 上	(慶応元) 丑12月27日	切継紙・1通	874-10
入用書出シ(土堤組合酒・肴・朝飯ほか代金計41両3分 余受取) 芝屋仁兵衛 土堤御組合御名主衆中様	(慶応元) 丑12月25日	横長美・1冊	874-11
御預り申金之事(20ヶ村組合自普請金の内30両) 押 切村名主与惣右衛門(印) 東江部村山田庄左衛門殿	慶応2寅9月1日	豎紙・1通	874-12
自普請所入用金之事(21ヶ村自普請所入用立替金100 両預かり) 押切村名主与惣右衛門(印)、同組頭平之丞 (印)、同同又七(印) 右式拾壹村御惣代東江部村山田庄 左衛門殿	慶応2寅5月22日	豎紙・1通	874-13
「丑十二月土堤一件諸入用勘定書入」 未開封		包紙・1包	874-14
覚(酒肴・御茶漬代金1両3分2朱余受取) 湖月徳太郎 御惣代様	6月26日	切継紙・1通	874-15
覚(水防村々自普請入用金30両受取) 押切村名主与 惣右衛門(印) 山田庄左衛門殿	(慶応2) 寅9月23日	切紙・1通	874-16
覚(針新ほか代金計2両3分2朱余受取) 万屋林右衛門 (印、「飯山本町・萬屋」) 山田庄左衛門様	(慶応2) 寅4月19日	横切紙・1通	874-17
おぼへ(杭木・縄ほか山王嶋普請入用計34両2分1朱余 書上) 後筆にて寅7月9日作右衛門渡しの記述あり		横切紙・1通	874-18
覚(椎茸・酒・人足賃ほか代金4両3分2朱余書上、昼飯 19人分・夕飯22人分) 六川ふぢ屋茂作(印、「高井郡六 川村・富士屋」) 土手組合御掛り様	8月19日	折紙・1通	874-19

覚(白紬計2反・駄賃計5両1朱受取) 西間屋彦左衛門 (印) 江部村亀屋様	4月17日	切継紙・1通	874-20
覚(水除入用石代の内金10両受取) 寺島善兵衛(印) 山田理兵衛様、篠田市左衛門様	寅10月6日	切継紙・1通	874-21
(書状、約定の石は雁田・松村へ頼み置き追々取り集 め、金子内貸しのため10両拝借願) (六川)寺島善 兵衛 山田利兵衛様、篠田市左衛門様 封筒とも	寅10月3日	横切継紙・1通	874-22
(松代御預り、奉行・元ノ・同心、御本領、元ノの名前 書) 874-24を挟込		(豎切)折紙・1通	874-23
覚(寺島様中野御出役雑用・町田様・井出様御歳暮ほ か代金計5両1分書上) 六川組五ヶ村 中野御惣代 様	慶応元丑12月	横切継紙・1通	874-24
覚(朝・中・夕飯、酒ほか代金計3両3分余書上) 富田 屋治兵衛 御扱人様	11月20日	横切継紙・1通	874-25
覚(西の内10枚、六川御役所御使ほか代金計1両余受 取) 高野屋武左衛門(印) 土堤一条御惣代衆中様 874-27、28を挟込	(慶応2)寅12月10日	切継紙・1通	874-26
覚(紬代金2両2分余受取) 西間屋彦左衛門 上	12月5日	切継紙・1通	874-27
覚(茶・筆工ほか代金計3両3分1朱余の割1両3分2朱余 勘定書上) ?人 高井郡御惣代中様	10月2日	横切継紙・1通	874-28
覚(徳左衛門様ほか朝・中・夕飯、酒ほか高井・水内分 計金6両3分余受取) 富田屋治兵衛 上	12月11日	横切継紙・1通	874-29
覚(白紬1疋代金3両3歩3朱受取) 綿屋喜三郎(印、「上 田原町・綿喜」) 上	(慶応2)とら10月14日	切紙・1通	874-30
覚(金3分2朱受取) 野田屋平助(印、「飯山本町」) 上	12月13日	切紙・1通	874-31
覚(坂本氏近火につき酒切手代、矢部出立につき手土 産代金1両ほか差引計2両受取) 信のや源七 要左 衛門様、彦市様	11月7日	横切紙・1通	874-32
(金200両預、内訳書上)		切継紙・1通	874-33
(贈金額書上、奥祐筆、勘定奉行の用人ほか、計金2両2 分留守宅へ持参)	10月	切継紙・1通	874-34
(瀬願出立道中わらじ・宿泊代ほか計4両2朱余差引1 両3朱余不足)		(小)折紙・1通	874-35
覚(茶目傘ほか計1両余受取) 上サや喜三郎(印、「麻布 谷町稻荷前・上総屋」) 彦七様 874-37を挟込	(慶応2)寅11月8日	横切紙・1通	874-36
覚(傘5本ほか代金1両1分余受取) 上サや喜三郎(印、 「麻布谷町稻荷前・上総屋」) 彦七様	(慶応2)寅11月8日	横切紙・1通	874-37
覚(贈金額書上、海沼様7両2分、御預御奉行長谷川三 郎兵衛白紬2反ほか、計39両1分と白紬3反、松代宿 払ほか金3両2分余) 874-39と畳込一括、一括表題「松 代御礼之節諸入用書付」		折紙・1通	874-38
覚(御四人様夜代・酒肴代ほか計2両2分余受取) 梅 たや弥五郎(印、「松代中町・御定宿」) 江部村土堤御惣 代様	(慶応2)寅12月	横切紙・1通	874-39
覚(金50両預け証文) 坂本良右衛門(印) 要左衛門殿、 彦市殿 端裏書「江戸坂本様へ五十両預け金之書付」	(慶応2)寅10月28日	切継紙・1通	874-40
覚(雁田・松村にて取集石、人足、縄ほか代金計35両3	(慶応2)寅12月26日	横切継紙・1通	874-41

朱余、内金差引残金25両3朱余お渡し願) 六川寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様 874-42を挟込、端裏書「寅冬石寄代勘定書」			
(書状、土堤入用金返納分不足等の詫び、川除石取集賃金など残金お渡し願) 寺島善兵衛 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様	(慶応2年)12月26日	横切継紙・1通	874-42
覚(出役様・扱入宿入用ほか入用惣ノ271両3分1朱余、内203両6度渡引、内41両3分3朱割合引、残金26両3分2朱余受取) 押切村又七	極月26日	横切継紙・1通	874-43
覚(生鰻・鯉こくほか代金1両1分3朱書上) 湖月徳太郎 御惣代衆中様		切紙・1通	874-44
おぼへ(長木・2間杭ほか金23両3分、惣左衛門出立・帰国時入用ほか書上) 874-46を挟込、端裏書「山王嶋入用書」		縦切紙・1通	874-45
おぼへ(普請杭木代23両3分、添翰願時5ヶ村松代罷出入用ほか計28両2分余受取) 山王嶋村名主作右衛門(印) 山田様	寅12月25日	切紙・1通	874-46
(書状、山王嶋村普請手伝人足賃銭30両を倅にお渡し願) (六川)寺島善兵衛 山田庄左衛門様、同理兵衛様封筒とも	10月27日	横切継紙・1通	935-4
(廻章、土堤一件入用取調等につき中野芝屋へ出会願) (土堤惣代)理兵衛、要左衛門、篠田市左衛門 新保村、ほか18か村、右村々御名主中 包紙とも	12月8日	横切継紙・1通	935-5
(廻章、水際普請開始につき押切村御普請堤近辺へ丈夫な人足多数差し出し願) 山田庄左衛門、篠田市左衛門、要左衛門 片塩村、ほか6か村、右村々御名主衆中 包紙とも、北岡村名下に「人足三拾人差出し可申候」の下紙あり	19日	横切紙・1通	935-7
「土手一件請取書入」 裏書込「茂久通 四拾刃」、961-1～24在中	慶応3卯年	袋・1袋	961
覚(土手入用・酒肴代金ほか書上) ほていや 上	8月～11月	折紙・1通	961-1
覚(場所熟談につき桜沢・小沼村立替分代金ほか小沼村分書上、)	(慶応3)卯年	横切紙・1通	961-2
おぼへ(盆前・後の人足代金ほか山王嶋村分書上)	(慶応3)卯年	折紙・1通	961-3
(東江部村分出入雑用・暮諸入用計71両余書上)		縦切紙・1通	961-4
覚(細木計1038本代金4両1分1朱受取) 桜沢村名主定之助(印) 東江部村山田庄左衛門様	(慶応3)卯12月22日	横切紙・1通	961-5
覚(宿賄代金そのほか差引35両1分3朱余相済) 扱入高井郡御惣代中	(慶応3)卯12月23日	横切紙・1通	961-6
覚(土堤敷地・川普請人足賃ほか差引53両1分2朱余受取) 山王嶋村名主作右衛門(印)、代久左衛門 御惣代方様	(慶応3)卯12月24日	横切紙・1通	961-7
覚(酒肴・菓子ほか計2両3分3朱余書上) 金井屋 上	12月23日	切紙・1通	961-8
記(土堤組合より金1000疋拝受) 傳田寸齋 御使中	(慶応3)卯12月24日	縦切紙・1通	961-9
覚(西之内1束・組合様分中奉書ほか代金書上) ひしや儀兵衛(印、「中野御薬種所」) 亀屋様	(慶応3)卯12月	横切継紙・1通	961-10
おぼへ(杭・樋ほか代金差引15両2分2朱受取) 山王嶋村名主作右衛門(印) 土堤惣代御衆中様 端裏書「卯八月晦日 山王嶋普請懸り受取書」	慶応3卯年8月	横切継紙・1通	961-11

(書状、浅野村庄屋ほか何気なき躰にて通行いたすこと心得がたきこと) 押切村名主又八 山田庄左衛門様、篠田市左衛門様、山田利兵衛様、丸山要左衛門様尊下包紙とも	7月28日	横切継紙・1通	961-12
(書状、松村石積人足代金11両1分請求) 六川村大嶋治兵衛、大熊村清水藤兵衛 東江部村山田庄左衛門様責下 封筒とも	(慶応3)卯7月10日	横切紙・1通	961-13
(包紙、「粗酒料 金七両」) 雁田村 土堤御組合中様包紙のみ		1包	961-14
覚(紬代金6両1分2朱余受取) 坂屋賀助(印、「松代」) 上様 961-15-1~3を挟込	(慶応3)卯2月4日	横切継紙・1通	961-15
(紬・人名書上)		切継紙・1通	961-15-1
覚(酒肴・茶漬代3貫164文書上) ふくだ菊蔵 上 961-15-3を挟込	2月6日	切継紙・1通	961-15-2
覚(酒肴・宿泊代3両1分2朱余書上) 丸尾長兵衛 上	2月6日	切紙・1通	961-15-3
覚(自普請入用金の内杭木代30両受取) 押切村名主又八、代市之丞 山田庄左衛門殿	慶応3年卯3月27日	切継紙・1通	961-16
(書状、土堤一件勘定50両落手、当暮逼迫のこと) 西篠田 東山田様	12月28日	切継紙・1通	961-17
覚(3両2分1朱余書上) 六川巻の木戸(家印、ヤマモ)宿式拾ヶ村組合土手組御名主中様、御せわ人中様	(慶応3)卯4月17日	切紙・1通	961-18
覚(35両受取) 山王島村作右衛門(印) 江部村山田庄左衛門殿	(慶応3)卯6月24日	切紙・1通	961-19
覚(杭数・人足数ほか村名・金額書上)		切紙・1通	961-20
覚(水防組合村々自普請所入用金50両受取) 押切村役人惣代取締役市之丞(印) 組合御村々御惣代山田庄左衛門殿	慶応3年卯6月26日	豎切紙・1通	961-21
覚(昼飯・酒肴ほか計5両3分2朱余受取) 芝仁 土堤御組合御惣代様	(慶応3)卯7月	横切継紙・1通	961-22
(土手一件六川分金額書上力)		切継紙・1通	961-23
覚(土堤一件内金利分受取) 西江部市左衛門(印) 東江部村理兵衛様	(慶応3)卯12月29日	切紙・1通	961-24
御通帳(松魚節・平目ほか代金4両3分3朱余受取) 和泉屋元兵衛(印、「中野横町」) 土堤掛御村々衆中様 963-1と2を挟込	慶応2年丙寅正月吉日	横半半折・1冊	963
覚(4両3分3朱余御通のこと) 963-2を挟込		切紙・1通	963-1
(書状、土手一件につき宇兵衛江戸行の合金の足しとしたいこと願) 泉元 篠田旦那様	8月11日	切継紙・1通	963-2

絵図

(山王嶋村地内御普請堤は3か村組合堤につき絵図面堤形へ引堤の願書) 高井郡山王嶋村役人惣代名主作右衛門、ほか立合5名、水内郡長沼組合七ヶ村惣代赤沼村名主兵左衛門、中尾村ほか7か村惣代神代村庄屋幾三郎、ほか立合3名 端裏書「本紙八山王嶋村へ相渡申候、此絵図面山王嶋村江惣代兩人并高井郡扱人調印願書差出、相手と為取替候分之写(印)」	慶応2寅年6月	豎継紙・1通	871
--	---------	--------	-----

覚(立ヶ花村地内堤敷地坪数の20か村へ割付) 871 に挟込		縦継紙・1通	871-1
(千曲川堤普請関係村々絵図、幕領・預地・私領の別)		1090×1840・1鋪	872
(押切村悪水堤用水堤絵図)		1120×1220・1鋪	873

千曲川瀬直し

出願・相論

乍恐以書付奉願上候(水難の村々、千曲川曲流部分瀬直し致したく見分願) 当御支配所高井郡東江部村ほか10ヶ村、椎谷藩御支配所同郡草間村ほか4ヶ村、松代藩御支配所同郡南大熊村・小沼村、同藩御預り所同郡小沼村ほか2ヶ村、右村々惣代東江部村理兵衛、安源寺村要左衛門、西江部村市左衛門 中野御役所	明治3年年正月	1冊	614
(千曲川瀬直し関係一括包紙) 六川寺島善兵衛 東江部山田庄左衛門様、同理兵衛様 682全体を包む包紙		包紙・1枚	682
(包紙) 桜沢村名主定之助 六川村寺嶋善兵衛様 682-2以下を包む包紙、貼札「此書面六川寺嶋様御名前二候得共、北大熊村藤兵衛様御開封被下、夫ヨリ外々へ御廻し被下候様奉願候」		包紙・1点	682-1
(書状、桜沢村定之助殿松代にて写取の書面御落手願) 善兵衛 山田様	11日	横切紙・1通	682-2
(書状、東京帰りの小布施村小洪屋からの情報、飯山坂本様の願筋立たず、改の加役6人下り) 要左衛門(松代より出ス) 寺嶋様、清水様、山田様 包紙とも	26日	横切紙・1通	682-3
(書状、松代町宿へ東京より到来の書類を写して送付、兵左衛門・奥右衛門の依頼により高井郡21ヶ村惣代らへ通達のため) 定之助 寺嶋善兵衛様、山田理兵衛様、清水藤兵衛様 682-4-1～3は同綴	4月9日	横切紙・1通	682-4-1
(書状写、土木司出張の松代藩邸で高井水内両郡惣代願書の提出を仰せ渡される、提出後沙汰待ちにつき高井郡21ヶ村惣代へ別紙願書下案につき通知願) 儀左衛門、久兵衛 成田兵左衛門様、住田奥右衛門様、外御惣代衆中様	3月26日	1冊	682-4-2
乍恐以書附御歎願奉申上候(今井村地内堀割瀬直しご理解願) 信州高井水内両郡六拾七ヶ村惣代水内郡津野村名主儀右(左)衛門、高井郡大嶋村久兵衛 民部省御役所	明治3年年3月	1冊	682-4-3
(白紙入包紙) 白紙は縦紙で印のみ、包紙上書「土手一件始り之節、押切村名主与惣右衛門印紙内密取置、此分不本意之筋二者有之候得共、右村方之義兎角不治り二而、殊二寄後年二至組合村江対し不実之義等有之時ノため、如此極内々取斗置候」		1包	701
(書状、東京より小池様・丸山氏御帰館、諸事打合せ願) (赤沼村)成田兵左衛門 (六川)寺嶋善兵衛様、外御惣代衆中様	4月26日	横切紙・1通	702
(差紙、申渡儀につき村役人差添出頭命令) 中野御役所(印) 東江部村庄左衛門、右村役人 包紙とも	辰10月5日	切紙・1通	703
(差紙、申渡儀につき出頭命令) 中野御役所 東江部村庄左衛門 703の包紙に挟込	正月20日	切紙・1通	703-1

(書状、松原様丹波島視察、松代藩へ差出済の連印書をご覽に入れる、松原様中野出張時に67か村呼出) (松代二而根津)久兵衛 理兵衛様、要左衛門様、善兵衛様、定之助様、外御一同様 包紙とも	(明治)5月11日	豎紙・1通(2枚)	767
千曲川通川除御普請目論見帳写 信濃国高井郡山王島村、小布施村	明治2年巳2月	美・1冊	869
(千曲川堤普請絵図) 高井郡山王嶋村名主作右衛門、組頭善右衛門、同多三郎、百姓代和吉 869と折り重ね	明治2巳年2月	550×760・1鋪	870
(書状、曲流一件で打合せの件了承、愚父松代出張につき代理で返答) 兵左衛門倅 中野局、六川局惣惣代衆中様 封筒とも、封筒表の差出人名は赤沼村成田兵左衛門	12月17日	横切紙・1通	935-13
乍恐以書付再応奉歎願候(曲流工事の件で今井村に反論、御慈悲の沙汰願) 当御取締所高井郡押切村、ほか10ヶ村、右村々役人惣代篠田市左衛門、東江部村年寄山田庄左衛門病氣二付代兼名主理兵衛、両安源寺村兼常年寄要左衛門 御料尾州様御取締中野御役所	明治2巳年正月	豎紙・1通(2枚)	936
上今井村より新川堀一件二附飯山御役場江差出候書附之写 上今井村百姓市郎右衛門印、ほか9名 飯山御会所	明治元辰年11月	美・1冊	937
乍恐以書付奉愁訴候(千曲川瀬直しにつき惣百姓御救助願) 上今井村百姓市郎右衛門印、同所熊太郎印、同村百姓代亀之助、同所高之助、組頭又右衛門、同所市左衛門、同所庄左衛門、同所金右衛門、庄屋柳右衛門、同所長次右衛門 飯山御会所	明治元辰年11月	半(仮綴)・1冊	948
信濃国高井郡・水内郡村々惣高書上 高井郡惣代六川村善兵衛、新保村治郎左衛門、大嶋村久兵衛、水内郡惣代津野村儀左衛門、赤沼村助右衛門 民部省松原土木大令司様、三浦土木少令司様	明治3午年2月	半・1冊	1029

会計所御用

奉請取手形之事(千曲川屈曲堀割普請諸式代・人足賃御下ケ金受取) 高井郡東江部村御普請会計方惣代庄左衛門、市左衛門、兵左衛門、六地藏町奥右衛門 松代藩御役所下書		豎紙・1通	558
(書状、九反村土方へ貸付金25両の返済方、今井村為治ほか勘定合入込につき熊太郎立越願、水縄返納) (堀川掛)会計所 山田御本家様 包紙とも	未11月14日発出	横切紙・1通	716
(廻章、水除普請明日開始につき村々人数差出願、弁当・土持笠・鍬・チョリン等持参のこと) 山田庄左衛門、篠田市左衛門、要左衛門 新保村、篠井村、小沼村南組、北大熊村、南大熊村、桜沢村、矢嶋村、清水村、六川村、右村々御名主衆中 包紙とも	19日	横切紙・1通	768
(書状、8月14～16日の休暇は県の指示か問合につき返答) 立ヶ花村西原良八 東江部村山田庄左衛門様、尊下	8月2日	横切紙・1通	769
(千曲川瀬直し関係廻状一括) こよりで一括	(明治3)	1束	786
(廻章、土木司・藩県出役の仰渡をめぐり相談のため出勤願) 栗林出張会計所 安源寺村忠右衛門様、ほか13名 包紙とも	(明治3)午11月10日	横切紙・1通	786-1
口演(廻章、明日土木司より申渡につき芝屋まで印形持参し出張願) 理兵衛、要左衛門 矢島村、中条村南組、清水村、中子塚村、六川村(善兵衛様)、羽場村、押切村、北岡村、山王島村、右村々御名主中 包紙とも	6月12日未ノ中刻	横切紙・1通	786-2
(廻章、土木司ほか出役より差図につき明朝惣人足差	(明治3)午10月20日亥	横切紙・1通	786-3

出願) 会計所惣代 吉田村、岩舟村、西間村、西條村、小田中村両組、右村々御役人中 包紙とも	上刻		
(廻章、東側堀足分明日中仕上の指示につきできるだけ人足差出願) 栗林村御普請掛会計所 安源寺村、草間村、矢嶋村、清水村、六川村、北岡村、押切村、羽場村、右村々御役人中様 包紙とも	11月24日戌上刻	横切継紙・1通	786-4
(廻章、東側堀足分明日中仕上の指示につきできるだけ人足差出願) 栗林村御普請掛会計所 片塩村、西江部村、東江部村、新保村、篠井村、小沼村、北大熊村、南大熊村、桜沢村、右村々御役人中様 包紙とも	11月24日戌上刻	横切継紙・1通	786-5
(廻章、新川東通り御普請仕残分を明日にも出来上になるよう人足差出願) 栗林出張会計所 安源寺村、草間村、矢嶋村、六川村、清水村、羽場村、押切村、北岡村、山王嶋村、右村々御役人衆中 包紙とも	11月27日	横切継紙・1通	786-6
(廻章、昨日の通知にもかかわらず人足不差出の村あり、土木司の仰渡につき明日人足差出願) 栗林出張会計所 片塩村、西江部村、東江部村、新保村、篠井村、小沼村、北大熊村、南大熊村、右村々御役人衆中 包紙とも	11月28日	横切継紙・1通	786-7
(廻章、明後急入用につき軒別5俵宛会計所へ差出願、村別縛・俵数書上とも) 栗林出張会計所 安源寺村、草間村、矢嶋村、六川村、清水村、羽場村、押切村、北岡村、山王嶋村、右村々御役人衆中様 包紙とも	(明治3) 午後10月17日 亥上刻	横切継紙・1通	786-8
(廻章、昨日の通知にもかかわらず人足不差出の村あり、土木司の仰渡につき明日人足差出願) 栗林出張所会計所 草間村、矢嶋村、六川村、清水村、羽場村、押切村、北岡村、山王嶋村、右村々御役人衆中 包紙とも	11月28日午中刻	横切継紙・1通	786-9
口演(廻章、明日土木司より申渡につき芝屋まで印形持参し出張願) 理兵衛、要左衛門 片塩村、安源寺村、草間村、立ヶ花村、右村々御名主中 包紙とも	6月12日未ノ中刻	横切継紙・1通	786-10
(廻章、小池様要左衛門殿帰国につき相談のため芝仁へ出張願) (水防惣代)理兵衛、善兵衛、藤兵衛 西江部村、片塩村、草間村、立ヶ花村、右村々御名主中 包紙とも	4月25日	横切継紙・1通	786-11
(廻章、土木司より仰渡につき明日明後日男残らず差し出し堀場残り場所堀立願) 栗林村会計所 安源寺村、片塩村、西江部村、東江部村、新保村、篠井村、小沼村、北大熊村、南大熊村、桜沢村、右村々御役人衆中様 包紙とも	(明治3) 午10月29日	横切継紙・1通	786-12
(添状、人足御差し出しゆえこの廻章には関係ないが村継願) 会計所 草間村御役人中様 包紙とも	11月28日	横切継紙・1通	786-13
「勘定向入用先端書入ル」(千曲川瀬直し関係力)	(明治初)	1包	848
覚(矢嶋村納分等金98両余受取) 栗林村会計方丸山様、山田様、篠田様	(明治3) 閏10月24日	横切紙・1通	848-1
(金子勘定書付) 多くのものに墨消し		22通	848-2

人足・諸入用

「堀割買物請取書入袋」 長沼[]		袋・1袋	741
(書状、白米1石代金14両1分余請求) 浅野村十一屋宇三郎(印) 長沼津野町御役人中様	午7月4日	切紙・1通	741-1
覚(上酒計3斗8合代金6両3分1朱余書上) 新保村宇右		切紙・1通	741-2

衛門(印) 今井村上様			
覚(枇杷葉湯代金1両1分余受取) 菱屋儀兵衛(印) 上	6月28日	横切継紙・1通	741-3
(西江部夫草間村弥吉、茄子ほか品物代金書上)		切紙・1通	741-4
覚(白うり7本代200文受取) 新保村定右衛門 上様		切紙・1通	741-5-1
741-5-1~4は一綴り			
覚(茄子105玉代1貫500文受取) 西江部村源左衛門	7月3日	切紙・1通	741-5-2
覚(牛蒡ほか代1貫700文受取) 江部文六 御会計方中	7月2日	切継紙・1通	741-5-3
覚(木瓜ほか代434文受取) 東江部直蔵 上様	7月3日	切継紙・1通	741-5-4
覚(枇杷葉湯ほか代金2両1分余受取) 菱屋儀兵衛	6月27日	横切継紙・1通	741-6
(印、「御葉種所」) 上 741-7~11を挟込			
覚(上茶ほか代金3朱余受取) かし八や由之助 上	6月27日	切紙・1通	741-7
覚(手桶ほか代金2分2朱受取) 萬や浅五郎 上	午6月27日	切紙・1通	741-8
覚(品物代金1分3朱受取) 萬や勘兵衛 上	午6月27日	切継紙・1通	741-9
おほへ(8寸井・すり鉢ほか代136匁余受取) 萬や喜	6月27日	切紙・1通	741-10
十郎 上			
覚(味噌ほか代14貫600文受取) 綿屋溜店(印、「中野東	6月27日	切紙・1通	741-11
町」) 上			
おほへ(焼酎ほか差引計5貫946文受取) 国之助(印、	7月13日	横切継紙・1通	741-12
「水内郡上今井・糺邦」) 御上様			
覚(蝋燭8袋差遣し受取願) 東江部文六 会計御惣代		切継紙・1通	741-13
中			
覚(極生酒9升7合代金2両3分2朱余書上) 南郷村大黒	午7月21日	切継紙・1通	741-14
屋 長沼栗田町幸四郎様			
(茶代ほか計1両1分1朱余戸隠御参詣書附) 山川		切紙・1通	741-15
様 741-15と16は畳込一括			
覚(酒代ほか計3分余、山川様戸隠御参詣受取) 有田屋	7月15日	切継紙・1通	741-16
五右衛門 上様			
覚(玉そうめん代金3分1朱余受取) いつみや[] 上	7月7日	切紙・1通	741-17
覚(大福ほか代金2両受取) 近江屋六兵衛 住田奥右	7月24日	切紙・1通	741-18
衛門様			
覚(菊川1斗代金2両2分受取) 岩舟村中村屋蔵(印)	午6月24日	切紙・1通	741-19
長沼内町御名主三吉様			
覚(切素麵12把代1貫800文、要左衛門様へ差上、出帳		切紙・1通	741-20
に御印下され願) 御会計方中			
(胡瓜・白瓜21本代800文書上) 吉田村庄作		豎切紙・1通	741-21
覚(桜川9升7合代金1両3分2朱余書上) つるや(印、	7月9日	切継紙・1通	741-22
「大倉」) 上			
覚(晒ほか代金1朱余受取) 菱屋儀兵衛(印) 上	7月10日	切継紙・1通	741-23
覚(代金3貫100目受取) こんや佐左衛門(印) 上	午7月10日	切継紙・1通	741-24
741-24~26は畳込一括			
覚(丸竹1貫受取) 中の樽金 上	7月10日	横切継紙・1通	741-25
(旗竿手間代300文受取) 慶之介		豎切紙・1通	741-26

覚(手拭代1貫500文) 山之酒や店(カ) 上 741-27と28は折込一括	7月11日	縦切紙・1通	741-27
中野買もの(枇杷葉湯ほか代金差引13貫432文受取)	7月11日	縦切紙・1通	741-28
おぼへ(玉簾・池の尾代金1分2朱受取) なかや長右衛門(印、「中野・福寿園」) 上	7月19日	切継紙・1通	741-29
覚(上酒1斗1升5合代金1両3分2朱余受取) 山田屋蔵龍吉(印、「水内郡蟹沢村」) 赤沼村源兵衛様	7月7日	切紙・1通	741-30
覚(土瓶ほか計2分余受取) 芝屋伊助(印、中野横町) 上	6月26日	切継紙・1通	741-31
覚(晒代6匁5分受取) 坂口屋店(印) 上	7月16日	切紙・1通	741-32
覚(鮭5本ほか代金7両2分余受取) 野田屋吉助(印、「飯山本町」) 江部村惣吉様 741-33と34は折込一括	7月12日	横切継紙・1通	741-33
覚(内山紙代金2両2分3朱受取) 野田屋重右衛門(印、「飯山」) 江部村惣吉様	(明治3) 庚午7月12日	切紙・1通	741-34
覚(桜川9升8合代金1両3分余受取) つるや 上 741-36を挟込	午7月12日	切紙・1通	741-35
(茄子ほか代5貫350文書上)		切紙・1通	741-36
覚(内山紙代金1両3朱余書上) 菱屋店(印、「信州中野・御栗種所・菱屋儀兵衛」) 喜平様	7月26日	切紙・1通	741-37
(本陣金5両、料理人2分、油大工2朱、髪結2朱ほか計13両2分2朱余書上)	7月14日	折紙・1通	741-38
(受取書綴り)		綴り・1綴(10通)	741-39
「明治三午年七月中の盆前品々雑用払、高井郡持分百弍拾五両三分、要左衛門取計候諸々請取書入」包紙は、椎谷藩・伊那藩への届書の反古紙を使用		1包	960
覚(まさごほんでん金2朱余書上)		小切紙・1通	960-1
覚(六川様宿泊雑用代39両余ほか受取) 高野屋武左衛門 今井堀割御惣代衆中様	(明治3) 午7月13日	折紙・1通	960-2
今井地内堀割一件賄入用帳 池田屋御旅宿	明治3午年正月26日～2月6日	横長半・1冊	960-3
今井地内堀割一件賄入用帳 池田屋御旅宿	明治3午歳6月12日～25日	横長半・1冊	960-4
諸方払方覚(高井郡・両郡2ツ割、両郡7分3分割)	(明治3) 午7月日	横長半・1冊	960-5
上今井村曲流一件二付取替金書抜帳(巳10月～7月、ノ23両余受取) さくら澤定之助	(明治3) 午閏10月11日	横長半・1冊	969
覚(宿泊14人ほか代金差引7両1朱余書上) 穀屋七左衛門 御掛り御惣代衆中様	午7月	横切紙・1通	978
覚(松代玉井様宿泊ほか代金1両2分ほか書上) 袋屋(印) 各々様	午7月	横切継紙・1通	979
覚(かき・つぎ手間代ほか代金2両2分余書上) 経師屋安五郎 上	7月13日	横切紙・1通	980
(水防費六川村負担相論、上今井村贖米相論関係書類一括) こより紐一括		1束	1036
山田・シノ田割合勘定(辰12月六川村へ500円貸し)	(明治8) 亥6月3日	横切継紙・1通	1036-1

六川勘定(戌10月丸山氏へ書き送りの控) 山田庄左衛門	(明治7)甲戌10月26日	横切継紙等を張り合わせたもの・1点	1036-2
水防入費割賦勘定書 1036-4を挟込	(明治6)癸酉1月	横切継紙・1通	1036-3
円徳耕地水防入費貳拾壹ヶ村割合 右水防元惣代東江部村山田庄左衛門、西江部村篠田市左衛門代倅篠田修助、安源寺村丸山要左衛門 六川村戸長副御中	(明治6)癸酉1月	横切継紙・1通	1036-4
記(羽場より200円入ほか仮預り丸山氏へ渡分)		横切継紙・1通	1036-5
(書状、上今井村新堀川一条につき協議整わず双方斟酌し所見申越されたきこと) 長野県第3課 北第19大区4小区江部村副区長山田庄左衛門殿 封筒とも、1036-6-2・3封入	(明治)11年4月15日	罫罫紙・1通	1036-6-1
(上今井村地租改正により約定抵触、新川敷潰地作徳米弁償、古川起返り地交換のこと所見申上) 北第19大区副区長山田庄左衛門 長野県第3課御中	明治11年4月	罫罫紙・1綴(2枚)	1036-6-2
(書状、上今井村贖米一件につき見込差出されたきこと) 長野近山二而市川和平拜 北第19大区御会所御中	第4月17日	罫罫紙・1通	1036-6-3
水内郡上今井村堀川一件調書 1036-8と畳込一括		罫罫紙・1通	1036-7
下水内郡上今井村堀川事業調書(得失経費表あり) 堀川総代吉邨駒之助、高見澤市右衛門、町田仲右衛門、丸山要左衛門 御掛御中	明治12年11月19日	罫罫紙・1通	1036-8
(書状、今井村新川堀割につき郡中尽力につき水災免れ大慶のこと、草津入湯のこと) 松原勝太郎(斐君) 山田庄左衛門殿、成田兵左衛門殿ほか6名	10月4日	横切継紙・1通	1036-9
記(山田庄左衛門へ水防惣代頼み諸入用六川村出入につき催促あるいは訴訟のこと頼み証文) 高井郡片塩村戸長堀内政吉(印)ほか17名 安源寺村丸山要左衛門殿、押切村永井重右衛門殿、新保村宮寄治助殿、小沼村小林茂右衛門殿 端裏貼紙「六川滞金一件惣代頼書水防組合二十ヶ村 要左衛門外三人宛」	明治6癸酉年1月	横切継紙・1通	1036-10
(回章、上今井村贖事件につき村方改正田畑地価取調、地価書上) 水防惣代丸山要左衛門(印) 羽場村(印、笹岡)、押切村(印、町田)、北岡村(印、北岡)、山王島村(印、小嶋)、六川村(印、小林)、清水村(印、宗)、矢嶋村(印)各村々用掛御中	明治10年9月3日	罫罫紙・1綴(4枚)	1036-11
北第拾九大区之内水防組合村田畑地価調(15ヶ村)		罫罫紙・1綴(4枚)	1036-12
議定書之事(上今井村地租改正につき貢租負担のことなど取決め) 第19大区1小区桜沢村用掛佐藤青次郎(印)ほか10名	明治9年6月	半・1冊	1036-13
書付ヲ以奉歎願候(千曲川瀬直しにつき上今井村贖米議定取消、潰地買請金1万3千円無利息26年賦にて拝借願) 信濃国下高井郡三ツ和村ノ内小沼土木起切惣代大宮清吉(印)ほか66名 長野県令檜崎寛直殿下高井郡書記、上高井郡々長、上水内郡々長の奥印あり	明治13年1月24日	半・1冊	1036-14

村 役 人

年代 成立年代 寛保2(1742)年～安政3(1856)年

数量 23点

歴史

山田庄左衛門家は東江部村役人としてはあまり多くの活動をしていない。表4の東江部村村役人表からは以下のことがうかがえる。すなわち、庄左衛門家は寛保・延享期、文久期には一時的に名主を勤めたがそれ以外の時期には勤めていないこと、そのかわり分家が名主をほぼ独占的に勤め組頭・百姓代についても同様に分家とその多くを占めていたこと、庄左衛門家は18世紀まではほとんど村役人として名前が出ないが19世紀以降百姓代をほぼ定席としたように見えること(ただし文化～天保期のデータが不足している)である。一言で述べるならば、山田庄左衛門家は表向きは東江部村役人としての活動をあまりしていないが、実際には村政に対する大きな影響力を持っていたとすることができる。表4には示すことができなかったが、山田庄左衛門が「東江部村年寄」という肩書を使っている例もあるので村方三役に名を連ねていない時でも村役人層の一員としての立場を保持していたと言えるかもしれない。

しかし、このような独占的立場を当初から山田家が村内において保持していた訳ではない。17世紀の東江部村村役人制について知りうる史料は多くは見出せないが、延宝期ころまでの名主は当初は主に宮崎家、綱島家といった山田家以外の者が勤め、その後、山田家分家(理右衛門、文右衛門など)と交替していった模様である。

構造と内容

上記の通り山田庄左衛門家が名主を勤めたのはごくわずかな期間で、ほとんどは分家がそれを勤めていたため、村役人史料の基本的なもの(宗門人別改帳、村入用帳など)が同家文書中にはあまり揃っていないことが特徴的である。また、ここに収めた史料の中には庄左衛門がまったく村方三役を勤めていない時期のものもあるが、分家が名主を勤めているので背後から関与したこともあると思われること、しばしば年寄という肩書を名乗っていること、などからその場合でも村役人としての活動の延長線上で作成したものを見なしてここに収めることにした。このサブ・グループは次のシリーズから構成されている。すなわち「領主関係」、「夫食拝借」、「相論」、「普請」、「その他」である。以下に必要なものに限りその概要を簡単に示しておく。

「領主関係」としては「御支配渡り并名主替心覚入」という袋入りの2通(作徳金受取覚、歴代代官名書上)があるが、作徳金受取覚は袋表書とは内容が齟齬するように思われるので、後から入れられたものかもしれない。「夫食拝借」としては夫食拝借割渡帳の帳崩れがある。目録(その1)掲載分を参考にすると、中野役所よりの夫食米拝借に関するものであると考えられる。「相論」としては、百姓和助弟酒乱狼藉に関する一札があるのみ。「普請」については17通とややまとまった量の史料が残っている。いずれも篠井川に架かる殿橋の御普請に関わるもので、寛保期(1741～1743)と寛政期

表4 東江部村村役人表

年代	西曆	名 主	組 頭	百 姓 代	典 拠
宝永4	1707	利右衛門	弥兵衛		232-1
宝永7	1710	利右衛門、文六	弥兵衛		261-2
享保11	1726	武兵衛			8
享保15	1730	与兵衛	太郎左衛門、新兵衛		74
享保16	1731	伊左衛門			10-1
享保17	1732	文右衛門			11
元文3	1739	理兵衛	金右衛門、平八	長百姓・文右衛門、同伊左衛門、同権兵衛、同文七、同金左衛門	45
元文4	1739	理兵衛	太郎右衛門、喜兵衛	伊左衛門	理85
寛保2	1742	庄左衛門	文左衛門、理右衛門	喜兵衛	2、55
延享元	1744	庄左衛門			27-1
延享3	1746	利右衛門	茂右衛門、文左衛門	文右衛門	理52
寛延2	1749	理右衛門	文左衛門、茂右衛門	文右衛門、金左衛門	理86
寛延3	1750	理右衛門	文左衛門、茂右衛門	金左衛門、文右衛門、庄左衛門	理73
宝曆3	1753	理右衛門	文左衛門、茂右衛門	金左衛門、文右衛門、庄左衛門	理71
宝曆4	1754	理右衛門	文左衛門、茂右衛門	庄左衛門、文右衛門、金左衛門	理54
宝曆5	1755	利右衛門	文左衛門、茂右衛門	文右衛門	242-1、理104
宝曆6	1756	理右衛門	文左衛門、茂右衛門	文右衛門	理36-46
宝曆7	1757	利右衛門	文左衛門、茂右衛門	文右衛門	理36-42-1
宝曆8	1758	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理36-53
宝曆9	1759	理右衛門	文左衛門、庄吉	金左衛門、文右衛門、庄左衛門	理95
宝曆10	1760	理右衛門	文左衛門		理2
宝曆11	1761	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	427
宝曆13	1763	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理36-50
明和2	1765	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理53
明和3	1766	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	265-1
明和4	1767	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理8
明和5	1768	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理36-5、理27
明和7	1770	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	265-3
明和8	1771	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	265-9
明和9	1772	理右衛門	文左衛門、庄吉	文右衛門	理24
安永4	1775	利右衛門			理36-61-1
安永5	1776	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理100
安永6	1777	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理28
安永7	1778	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理25
安永8	1779	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理96
安永9	1780	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理36-11
天明元	1781	理右衛門	文左衛門、庄助	文右衛門	理72
天明3	1783	理右衛門			理36-3
天明5	1785	理右衛門	庄助、利左衛門	文右衛門	理108
天明7	1787	理右衛門	庄助、利左衛門	文右衛門	理105
天明8	1788	理右衛門	庄助、利左衛門	文右衛門	理32
天明9	1789	理右衛門	庄助、理左衛門	文右衛門	417-1
寛政3	1791	吉太郎	利七、治助	文右衛門	267-8-2
寛政4	1792	吉太郎	利七、伊右衛門	文右衛門	419-1
寛政5	1793	文六	利七、伊右衛門	文右衛門	428
寛政7	1795	文六	彦五郎、伊右衛門	忠助	理12
寛政10	1798	文六	彦五郎、伊兵衛	庄左衛門	419-3
寛政11	1799	文六	彦五郎、伊兵衛	庄左衛門	417-4
寛政12	1800	文六	彦五郎、伊兵衛	庄左衛門	417-6
寛政13	1801	文六	彦五郎	庄左衛門	267-7-1

年代	西暦	名主	組頭	百姓代	典拠
文化元	1804	文六	伊兵衛		422-1
享和4	1804	文六	伊兵衛		426-2
文化7	1810	文六			235-3-13
文化8	1811	文六	文蔵		235-4-1-18、26
文化9	1812	文六			235-5-2-9
文化10	1813	文六			235-6-20
文化11	1814	文六			235-7-1-8
文化12	1815	文六			235-7-1-43
文化13	1816	文六			235-9-2-8
文化14	1817	文六			235-9-1-10
文政元	1818	文六			235-10-1-12
文政2	1819	文六			235-10-2-12
文政3	1820	文六			235-11-14
文政4	1821	文六			235-11-43
文政6	1823	文右衛門	理右衛門、伊兵衛		理36-61-3
文政7	1824	文右衛門	理右衛門	庄左衛門	理36-44、理7
文政8	1825	文右衛門			235-12-1-54
文政11	1828	文右衛門			244-1
文政12	1829	文右衛門			245
天保2	1831	理右衛門	267-2によると名主文右衛門、組頭理右衛門		理36-27
天保4	1833	理右衛門			理36-13
天保5	1834	理右衛門			理36-19
天保6	1835	理右衛門			理36-32
天保7	1836	理右衛門			理36-23
天保9	1838	理右衛門			理36-34
天保11	1840	理右衛門	先組頭伊右衛門、跡組頭伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	理36-16、理92
天保12	1841	理右衛門	市右衛門		理36-38
天保13	1842	理右衛門			理36-56
天保14	1843	理右衛門	伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	理36-10、18
天保15	1844	理右衛門	伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	理36-55、理78
弘化2	1845	理右衛門	伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	理47
弘化3	1846	理右衛門	伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	277-7-18、理59
弘化4	1847	理右衛門	伊兵衛、市右衛門	庄左衛門	理36-21
嘉永2	1849	理右衛門	伊兵衛、文六	庄左衛門	理36-17
嘉永3	1850	理右衛門	伊兵衛、文六	庄左衛門	理36-15、理82
嘉永4	1851	理右衛門	伊兵衛、文六	庄左衛門	理36-28
嘉永5	1852	理右衛門	伊兵衛、跡役栄左衛門	庄左衛門	理36-33、理91
嘉永6	1853	理右衛門			理36-31
文久2	1862	庄左衛門			246-2-1
文久3	1863	庄左衛門	理右衛門、市右衛門	文六	435-1
元治2	1865	理兵衛	市右衛門		435-2
慶應2	1866	理兵衛			82
明治元	1868	理兵衛			246-1
明治2	1869	理兵衛			山田顕善履歴
明治3	1870	文六			

典拠：理 = 山田理右衛門家文書、番号のみ = 山田庄左衛門家文書

註：ゴチックは山田家の一族であることが確実なもの

(1789～1800)のものがある。

関連史料

目録(その1)を参照。

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

村役人

領主関係

「御支配渡り并名主替心覚入」		袋・1袋	570
覚(年貢諸役を差し引いた作徳金残額の受取) 東江 部村山田庄左衛門 綿内村役代佐野七様	安政3辰年12月25日	切紙・1通	570-1
(歴代代官名・任期の書上)	(寛政以降)	折紙・1通(2枚)	570-2

夫食拝借

(夫食拝借割渡帳) 帳崩れ		横長美・1冊	466-6
---------------	--	--------	-------

相論

一札之事(当村百姓和助弟酒に狂い狼藉のこと) 下部 破損	寛政9年	縦継紙・1通	601
---------------------------------	------	--------	-----

普請

「寛政四子十月廿六日 殿橋御普請願一件、并古書物写 入」(袋をひらいたもの) 862~908は紐で一括、「川除 普請」の荷札とも		1枚	862
乍恐以書付奉願上候(往還板橋の村請御普請再願) 高 井郡東江部村名主庄左衛門、組頭久左衛門、惣百姓代卯右 衛門、ほか2名 中野御役所	寛保2年戌5月12日	縦紙・1通	863
「上 東江部村」		1包	864
差上申村請証文之事(東江部村地内北国往還板橋御 普請につき、控) 信州高井郡東江部村名主、与頭、同、 百姓代	寛保3年亥6月29日	縦紙・1通	864-1
差上ヶ申書付之事(往還板橋御普請仕来の訳、控) 名主、組頭、百姓代 端裏書「寛保三亥六月廿三日二御普 請御役人橋原政右衛門様へ差上申候ひかへ、当所なし」	(寛保3) 亥6月	縦紙・1通	864-2
請取申米金之事(御普請につき御入用金・人足扶持米 共受取書、控) 信州高井郡東江部村名主、組頭、同、 同、百姓代	年号月日	縦切紙・1通(2枚)	864-3
野呂猪右衛門御代官所信州高井郡東江部村往還橋御普 請出来帳 篤定治郎、伴為右衛門、橋原政右衛門	寛保3年亥7月	美・1冊	866
信州高井郡東江部村往還土橋御普請目論見帳 河尻甚 五郎 帳末の記載「寛政五年丑三月廿一日御下知御座候節 御仕用帳写取申候帳」		美・1冊	867
信州高井郡東江部村往還掛替御普請出来帳 篤定次郎、 伴為右衛門、橋原政右衛門	寛保3年亥7月	半・1冊	868